

竹島＝独島問題
「固有の領土」論の歴史的検討

後編・第二次世界大戦の展開

竹内 猛

はじめに

日本が、独島＝竹島を日本領土に編入したのは1905年2月（島根県告示）であるが、現在の日韓両国間の外交課題となっている竹島＝独島の領有権問題は、日本領への編入時に生じたのではなく、日本がアジア・太平洋戦争【注1】に敗れ（1945年8月）、日本の植民地だった「朝鮮」が独立を回復した後に起きた問題である。この2つの時期の時間的なずれが象徴的に物語っているように、今日の竹島＝独島問題は、日本による植民地支配の歴史と切り離し難く結びついた領土問題といえる。

少し振り返っておくと、大韓帝国（韓国）は、20世紀初頭の3次にわたる日韓協約【注2】によって段階的に主権国家としての独立性を奪われていき、最終的には「韓国併合」条約締結によって日本の植民地にされてしまったが（1910年8月）、大韓帝国の主権喪失が決定的となった日韓協約の時期に行われた日本による竹島＝独島の領土編入は、それが両国間の外交問題となる暇もなく国家そのものが消滅したことにより立ち消えとなってしまった。日本によって独立を奪われるという国難に遭遇していた時期に、辺海の一小島の帰属問題を公然化し得なかったとしても、それは止むを得ないことというべきであろう。

本稿『前編』では、竹島＝独島問題を江戸時代から明治時代にかけての日朝／日韓関係の歴史の中に据え直して再検討することを試みたが、この『後編』においては、日本がアジア・太平洋戦争に敗れ植民地・朝鮮が独立を回復したことによって竹島＝独島の領有権問題が日韓両国間の外交課題として公然化していく過程をたどりながら、今日までの竹島＝独島問題を改めて検討していきたいと思う。

*なおこの『後編』で扱う時期は、世界史の「冷戦時代」の中で朝鮮半島が南北に分断されそれが固定化されていく時期に重なっている。そのため韓国／朝鮮の国名、地域名、民族名等の用語をどのように扱うべきか難しい面もあるが、本稿ではとりあえず次のような原則で使い分けることにしたい。

まず朝鮮半島の地域全体に関わること（民族名やその言語、文化など）には原則として「朝鮮」を使う。次に国名に関しては、朝鮮半島の南北分断が決定的となるまでの時期は「朝鮮」の呼称を使い、分断以降（南北両政権の成立宣言は1948年8月と9月）については、現在の日本の一般的な呼称に従って大韓民国（首都：ソウル）を「韓国」、朝鮮民主主義人民共和国（首都：ピョンヤン）を「北朝鮮」と略称する。なお英文資料で使われている Korea や South Korea などは、その語が使われている文脈に従って上記の原則を当てはめ「朝鮮」「韓国」「南朝鮮」「朝鮮南部」等とする。

【注1】アジア・太平洋戦争は、狭義には1941年の対英米宣戦により本格化したアジア・太平洋地域における日本の侵略戦争を指すが、広く捉えれば1931年9月の「満洲事変」以降、日本軍が中国で戦線を拡大していった「日中戦争」の泥沼化が引き起こした戦争である。また世界史的には、1939年9月のナチス・ドイツによるポーランド侵攻を端緒とする「第二次世界大戦」の中にも含まれる。

【注2】第1次日韓協約：1904年締結、「顧問政治」の開始。第2次日韓協約（乙巳保護条約）：1905年締結、統監府設置により外交権を奪われる。第3次日韓協約：1907年締結、内政権を奪われる。

「私は、ここで、日本に最も近い隣国の一つであり、不釣り合いに重大な破壊を受け、日本のために損害を受けた国を代表して述べているのであります。千八百万の人口のうち、われわれは百万以上の生命を失いました。生命の損失の他にわが国民は未だに癒されない程深い精神的傷手を蒙りました。四年間に亘る野蛮な占領と侵略者に対する不断の抵抗の後、わが国民経済は完全に破滅し去つたのであります。フィリピンがその地域と人口に比して、アジアで最も大なる惨禍を受けた国であるということは異議を挟む余地のないところであります。

・・・(中略)・・・

最後に、私は日本国民に向つて、フィリピン国民を代表して、次の言葉を申し述べたいのであります。

あなた方はわれわれに甚大な損害を与えました。いかなる言葉もまた金銀財宝もこれを償ふことはできません。しかし運命はわれわれが隣人として共に生きるべく定めており、隣人としてわれわれは平和に生きなければならぬのであります。アジアには四海同胞という言葉があります。しかし兄弟愛は心の問題であり、それが花開くには、先ず心が清められ純粋にならなければなりません。われわれは、憎しみの銚はわれわれの間では永遠に収められるよう熱望しているのでありますが、しかしその前に、われわれが寛容と兄弟愛の手を差し延べる前に、われわれはあなた方の精神的な悔悟と更生の明白なあかしを待ちたいのであります」(外務省『日本外交文書・サンフランシスコ平和条約／調印・発効』所収：「ロムロ・フィリピン全権の意見陳述」pp.124~135より抜粋)

目 次

はじめに

第8章 竹島=独島の日本からの分離・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第9章 日本の平和条約研究と領土問題調書・・・・・・・・・・・・・・・・29

第10章 「冷戦」と対日占領政策の転換・・・・・・・・・・・・・・・・45

第11章 米国草案における「竹島」・・・・・・・・・・・・・・・・61

第12章 ダレスとサンフランシスコ平和条約・・・・・・・・・・・・69

《補論5》 韓国の修正の要請と米国の拒否・・・・・・・・・・・・99

第13章 サンフランシスコ平和条約と領土問題の発生・・・・・・・・103

《補論6》 リーフレット『竹島～日本の領土であることを学ぶ』について・・・・129

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・135

あとがき・・・・・・・・・・・・・・・・143

主な参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・144

付録・・・・・・・・・・・・・・・・149

1・若干の外廓地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書(SCAPIN677)

2・操業区域内で漁業・捕鯨・海獣狩猟に従事する船舶に関する覚書(SCAJAP587)

3・日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書(SCAPIN1033)

4・韓国の「海洋主権宣言」(「李承晩韓国大統領の隣接海洋に対する主権宣言」)

5・紛争の解決に関する交換公文

6・《前篇補遺》「竹島外一島」の解釈をめぐる問題について—「杉原レポート」批判—

第8章 竹島＝独島の日本からの分離

8-1 日本の敗戦と領土の制限：「ポツダム宣言」第8項

1945（昭和20）年8月10日、日本は、英・米・中3国の名で出された「ポツダム宣言」（7月26日発表）を「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざること」（いわゆる「国体護持」）という条件のもとに受諾することを決めて連合国に通告した。

しかし連合国側は日本の条件付き受諾を認めなかったため、日本は14日に再度御前会議を開いて「ポツダム宣言」の無条件受諾を決定し、改めて連合国側へ通告した。また国民に対しては、翌日正午のラジオ放送によって「終戦」を伝えた（8月15日の「^皇玉音放送」）。

ところでこのとき日本が受諾した「ポツダム宣言」では、敗戦後の日本国家の主権が及ぶ範囲すなわち日本の領域について次のように規定していた。

「カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」（「ポツダム宣言」第8項。下線は引用者）

*下線部の英語原文は「・・・and such minor islands as we determine.」。

この引用中にある「カイロ宣言」とは、1943年11月にエジプトのカイロで行なわれた英国（チャーチル首相）、米国（ローズヴェルト大統領）、中華民国（蒋介石主席）の3国首脳による会談後に発表された共同声明のことである。当時日本と戦っていた英米中3国の首脳は「カイロ宣言」の中で〈今次の戦争の目的は日本の侵略の阻止し罰するため〉であって自国の「利得」や「領土拡張」のためではないと「正義の戦争」であることを強調し、対日戦争勝利後の領土処理について次のような方針を示していた。

- ①第一次世界大戦以降日本が「奪取し又は占領した」太平洋諸島を剥奪すること。
- ②日本が清国から「盗取した」満洲、台湾・澎湖諸島を^{リパブリック・オブ・チャイナ}中華民国に返還すること。
- ③「暴力及び強慾により」日本が「略取した」他のすべての地域から駆逐されること。
- ④三大国は「朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、^{イタガキ}やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」こと。

すなわち、ポツダム宣言を受け入れて降伏した日本の領域（領土）は、上記の「カイロ宣言」が規定する条件に基づき、最終的には「ポツダム宣言」第8項にある通り〈四主要島および連合国（「吾等」）が決定する諸小島〉に限られることとなったのである。

本稿の主題である竹島＝独島の領有権問題にとっては、この「ポツダム宣言」第8項にいう「諸小島」を連合国側が具体的にどのように考えていたのか、そしてその中に竹島＝独島をどう位置付けていたのかが重要な論点となる。その点を明らかにするために、以下本章では「竹島」の名が明記された占領初期の3文書を検討していきたい。

○凡 例

本稿（後編）は、竹島＝独島問題のうちの第二次世界大戦後から1965年日韓基本条約締結までを考察の対象としている。引用する史料・文献には使用言語が英語のものが含まれるので、引用に当たっては概ね次のような原則によった。

- (1) 旧漢字（正字体）は、原則として現在通用している漢字（略字体）に置き換えた。
- (2) 史料・文献をそのままの形で引用する場合は「 」とし、要約して引用する場合には〈 〉を使って括った。英語の史料の日本語訳も同じ原則で引用する。
- (3) 長めの省略は「・・・(中略)・・・」等としたが、短い場合には単に「・・・」とした。
- (4) 原資料・史料が英文の場合は、特に断らない限り筆者の試訳により引用している。資料・史料ごとにそれぞれの原典（典拠）を明記してあるので、不明の場合は原典によって判断していただきたい。

8-2 「日本の範囲」から除かれる地域：「SCAPIN677」

最初に取り上げる文書は、連合軍最高司令官総司令部（GHQ・SCAP。以下では簡略に「総司令部」または「GHQ」と表記する）が日本帝国政府宛てに出した指令文書【注1】「若干の外廓^{がいかく}地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」（1946年1月29日付、SCAPIN677）である。

以下に、この文書の主要な部分を抜粋しておく（なお、文書全文の日本語訳および典拠については、本稿巻末の「付録・1」を参照）。

「一 日本国外の^{そと}総ての地域に対し、又その地域内にある政府役人、雇傭員その他総ての者に対して、政治上又は行政上の権力を行使すること、及、行使しようと企てることは総て停止するやう日本帝国政府に指令する。

二 日本帝国政府は、已に認可されてある船舶の運航、通信、気象関係の常軌の作業を除き、当司令部から認可のない限り、日本国外の政府の役人、雇傭員その他総ての者との間に目的の如何^{いか}を問はず、通信を行ふことは出来ない。

三 この指令の目的から日本と言ふ場合は次の定義による。日本の範囲に含まれる地域として

日本の四主要島（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯三十度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約一千の隣接小島嶼

日本の範囲から除かれる地域として

（a）鬱陵島、竹島、済州島。（b）北緯三十度以南の琉球（南西）諸島（口之島を含む）、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島。（c）千島列島、^{ミヤコ}蘭群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、^{ササ}丹島。

四 更に、日本帝国政府の政治上、行政上の管轄権から特に除外せられる地域は次の通りである。

（a）一九一四年の世界大戦以来、日本が委任統治その他の方法で、奪取又は占領した全太平洋諸島。（b）満洲、台湾、澎湖列島。（c）朝鮮及び、（d）樺太。

五 この指令にある日本の定義は、特に指定する場合以外、今後当司令部から発せられる総ての指令、覚書又は命令に適用せられる。

六 この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第八条にある小島嶼の最終的決定に関する連合軍側の政策を示すものと解釈してはならない」

*注) 三 (a) の英語原文は「(a) Utsuryo (Ullung) Island, Liancourt Rocks (Take Island) and Quelpart (Saishu or Cheju) Island,」である。

日本政府の統治権限の越権を禁止

日本は、敗戦により連合軍に占領された。しかし、同じく敗戦国であったドイツが連合軍4ヶ国（英米仏ソ）によって分割占領されたのとは異なり、日本の占領では、連合軍最高司令官（SCAP）に任命されたマッカーサー元帥（Douglas MacArthur: 1880~1964）の一元的な管理・監視下に置かれ、日本政府による国内の平時民事行政が認められるという間接統治方式がとられた。この SCAPIN677 は、連合軍最高司令官の管理・監視下に置かれた日本政府が統治権限を行使できる地理的な範囲を明示したものである。

SCAPIN677 がこの時期に出された理由（事情）については、総司令部の編纂した『GHQ 日本占領史』の中に、日本政府による統治権限の越権行為があったためであるとして、大略以下のように説明されている。

すなわち、この指令が出されるまでの日本占領の最初期には、総司令部から日本政府と大本営に対して「一切ノ対外、国際及国内電気通信施設（海底電線、無線電信、無線電話及無線放送施設ヲ含ム）」を現状のまま維持するやうにという命令が出されていた（1945年9月3日付「指令第2号」の第2部第15-ロ）。

総司令部が、この指令で日本側の通信機能の維持を命じたは、敗戦時に海外に残留していた日本の政府機関や軍隊に対する総司令部からの指示・命令を日本政府や大本営経由で伝達させるためであった。総司令部は、この通信機能によって連合軍側への行政権限の引渡しや日本軍部隊の武装解除に関する命令などを伝達させたり、日本人の引揚げのための諸連絡を行わせたりしたのである。

一例をあげると、日本の植民地であった朝鮮には、陸海軍の兵員を除いて約71万2,500人の日本人が住んでいたが（1944年5月1日現在：森田芳夫『朝鮮終戦の記録』、pp.8~10の第6表）、これらに在朝日本人の引揚げに関する総司令部からの指示や米ソ両国による朝鮮占領に関連する命令を伝達させるために、日本側の通信機能を維持させていたのである。

ところが連合軍の占領が本格的に始まり占領軍の統治権限が確立されるまでの過渡期に、日本政府がこの通信機能を使って総司令部の許可を得ないまま、朝鮮総督府の官吏に対する指揮・命令権を行使したことがあり（具体的には、昇進人事の伝達）、そのことが発覚して問題とされたのである。なぜなら、朝鮮総督府のあったソウル（京城）を含む南朝鮮は、当時米国の朝鮮軍政庁（Military Government of Korea）【注2】の占領下に置かれていたので、南朝鮮にいた旧朝鮮総督府官吏に対する日本政府の権限の行使が、米国の朝鮮軍政庁の統治権限を侵害する越権であると判断されたからである。

そこで総司令部は、日本政府に対して〈日本政府は南朝鮮在勤の官吏等を昇進させようとしているが、そのような昇進はすべて無効である。日本政府は朝鮮でどんな権限も行使してはならない。朝鮮においては、唯一軍政庁だけが権限を持っている〉として、日本政府に権限行使を止めるよう命じたのである（1945年10月2日付、SCAPIN88「朝鮮にお

ける官吏の昇進)。ところが日本政府は、この指令が出された後も朝鮮に対する権限行使の意思を捨てようとしなかったため、総司令部から改めて SCAPIN677 が出されたという(以上、高野和基訳『GHQ 日本占領史②』、pp.116～117 参照)。

ここまでの『GHQ 日本占領史』の説明を念頭において SCAPIN 677 を読み直すと、この文書の第1項において「日本国外の総ての地域^{すべて}に対し、又その地域内にある政府役人、雇員その他総てのものに対して、政治上又は行政上の権力を行使すること、及、行使しようとする事」をすべて停止するよう指令すると書かれている意味がよく理解できるように思う。

「初期の基本的指令」および総選挙実施との関連

少し説明を追加すると、この SCAPIN677 が出される前提として、それより先に出されていた米国政府からマッカーサー連合最高司令官宛てた、次のような指令があったことも想起されるべきではないかと思う。

「貴官は、以下の地域の日本からの政治上、行政上の完全な分離を実施するために適切な措置を日本において実施する。

(1) 1914 年の世界大戦開始以降、日本が委任統治その他の方法によって奪取または占領したすべての太平洋の諸島、(2) 満洲、台湾、澎湖諸島、(3) 朝鮮、(4) 樺太、(5) 今後の指令の中で規定されることのある他の地域」(1945 年 11 月 1 日「日本占領及び管理のための連合最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」の 4 (d) :『日本占領重要文書』第 1 巻所収、p.117。訳文は引用者の試訳)

また別に、この指令が出された当時、戦後初の総選挙(衆議院議員選挙)の実施が決まっていたことも、総司令部が「日本の範囲」を早期に画定する必要に迫られた背景の一つになっていたのではないかと思う。

このときの総選挙は、まだ明治憲法下であったが、帝国議会において〈満 20 歳以上の男女に普通選挙権を認める〉という画期的な衆議院議員選挙法の改正が行われたうえで実施されることになっていたもので、日本政府(幣原喜重郎内閣)は、1946 年早々の選挙実施を目指していた。

総選挙実施に対する総司令部の許可は、総司令部が軍国主義者の排除を目的とする「公職追放」を準備していたため遅延したが、正月明けに公職追放令が出され(1946 年 1 月 4 日。公職追放令の該当者は立候補資格を失った)、次いで月末に SCAPIN677 が出された結果、総選挙は第 3 項にある「日本の範囲」で実施されることになったのである【注 3】(この時の総選挙は、4 月 10 日に実施されて 39 人の女性議員が誕生した)。

日本政府の統治権が及ぶ地理的範囲の明示

ここで、SCAPIN677 の中で「日本の範囲」について具体的に言及している第 3 項と第 4 項、それに但し書のある第 6 項について詳しく見ておきたい。

第 3 項と第 4 項は、次のように構成されている。

まず「日本の範囲」を定義している第 3 項では、その前段で日本政府が管轄権を行使できる「日本の範囲」を〈四主要島と約一千の隣接小島嶼〉とおおまかに示し、続く後段ではその「日本の範囲」から切り離されて権限を行使できなくなる 3 地域を明示している。このような書き方は、2 方向から「範囲」を定義することによって境界の曖昧さを排除するための工夫と言えるであろう。

それに続く第 4 項では「日本の範囲」から除かれる海外領土(旧委任統治領、旧植民地・租借地等)を列挙している。ここに列挙された地域は、前に引用したマッカーサー最高司令官に対する米国政府の指令書「日本占領及び管理のための連合最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」(1945 年 11 月)の中で「日本からの政治上、行政上の完全な分離を実施するため・適切な措置を実施する」ように指令されていた諸地域である。

この第 4 項の地域は、いずれも当時日本で「外地」と呼ばれていた海外領土であり、そこに敗戦後の日本政府の管轄権が及ばないことは自明のことであったといえる。

米ソ両軍に占領された「内地」の島々

次に「日本の範囲」から除かれると明記された、第 3 項の後段の 3 地域について個別に見ていきたい。

「三 (b)」は、米国が直接軍政を布いていた太平洋側の諸島である(ただし「伊豆」諸島は、その後この指令を訂正する指令が出されて「日本の範囲」に戻された:1946 年 3 月 22 日付、SCAPIN841【注 3②】)。これらの島の中には米国が日本軍との激戦の末に占領した硫黄島と沖縄本島が含まれているが、米国は、戦後の対アジア政策や世界戦略上の必要からこれらの島々を軍事基地として自由に使い続けたいと考えていた。したがってこの地域の「日本の範囲」からの切り離しは、米国の意思を具体化したものと言える。

「三 (c)」に列挙された島々は、ソ連軍が対日宣戦後に侵攻し、事前に英米両国との 3 国間結んでいた「ヤルタ秘密協定」(1945 年 2 月)【注 4】に基づいて占領した地域である(ただし「ヤルタ秘密協定」では“The Kuril Islands shall be handed over to the Soviet Union.”と書かれており、この協定でソ連に「引き渡す」と約束されていたのは「千島列島」^{クリル・アイランド} だけであって、一般に北海道の付属諸島と見なされていた歯舞群島や色丹島の地域は「ヤルタ秘密協定」には本来含まれていなかったと考えられる)。

ところでこの (b) (c) 両地域は、いずれも行政上は日本の「内地」に属しながら、日本本土(大本営)の降伏(1945 年 9 月 2 日)以前に他国軍に占領されたという共通点を持

っている。占領された時期がポツダム宣言の受諾後や降伏文書調印後にずれ込んだ所もあるが、いずれにしても戦時かそれに準ずる状況下で占領されたと見なし得る地域である(*)。

(*) たとえば、実際には戦闘が行なわれなかった奄美諸島でも「ポツダム宣言」受諾後に沖縄から米
国軍の軍使が派遣され(8月29日)、同島に駐屯していた日本軍を武装解除しているし、千島列
島地域でも大本営の降伏以前にソ連軍が侵攻を開始し、千島列島全域を占領下に置いたのである
(8月18日、最北端の占守島しゅむしゅにソ連軍が侵攻開始。9月5日、歯舞群島の占領完了)。

「三(a)」が設けられた理由

「三(a)」に書かれている3島のうち、無人島の竹島=独島を除いて、他の2島はどちらも朝鮮人島民が住む有人島であり、常識的に考えて朝鮮領であることが明白な島といえる。筆者の想像であるが、島名を明記する必要もなかった(と考えられる)この2島をSCAPIN677に掲げたのは、この2島が日本人島民の多く住む島で【注5】、それだけ日本本土との結びつきが強かった点をGHQが考慮したためではないだろうか。またこの想像に重ね合せると、竹島=独島が明記されたのは、同島での漁業が主として鬱陵島から渡航して行われていた実情から鬱陵島の属島と見なされた可能性があると思う。さらに、同島が無人島であるため、帰属を明記しておく必要があると判断したのではないだろうか。

もう一点私見を付け加えるなら、SCAPIN677が出されたのは、一義的には既述した日本政府の越権行為を禁止するためであったが、その他に以下に述べるようにGHQが日本と南朝鮮の両方の占領に関与していたため、GHQ自身としても範囲の明確化が必要だったのではないかと思う。

日本本土と南朝鮮の占領を担当した実行部隊の中核は、連合軍最高司令官に任命されたマッカーサー元帥が率いる米国太平洋陸軍であった。その関係から、太平洋陸軍の司令部要員が連合軍最高司令官総司令部(GHQ:正式にはGHQ-SCAP)の中心になっていたため、東京のGHQが南朝鮮の占領統治にも関与するという、日朝兼務の態勢がとられていた【注6】。そのことからGHQ自身にとっても、両地域で統治権限が及ぶ範囲、すなわちその地理的な境界線が明確に規定されている必要があったのではないだろうか。

以上のような視点からこの文書を見てみると「三(a)」にある島名が、引用中に注記したように、日本語と朝鮮語の両方の読み方でUtsuryoとUllung、SaishuとCheju(Quelpartは欧語の島名)と書かれていることも、この文書の内容を朝鮮軍政庁側にも正確に伝え、周知させるための配慮だったのではないかと思えてくる(竹島=独島については英語と日本語しか書かれていないが、これは朝鮮名を知らなかったためではないかと思う)。

また、この文書の付属地図とされる「最高司令官行政区域:日本及び南朝鮮」(→次ページの図1)の表示を見ると、日本と南朝鮮の行政区域が一本の線で明確に仕切られ「日本の範囲」から外された3島が南朝鮮の管轄下に含まれる形に描かれているが、これもSCAPIN677が日本政府と朝鮮軍政庁の両方の担当者に向けた文書であることを示唆しているの

はないだろうか(ただしSCAPIN677の原文の中には「地図付属」を意味する記述がなく、また日本政府宛てのSCAPIN文書を網羅したとされる『GHQ指令総集成』の中にもこの地図は収載されていない。この地図の由来や未収載の理由は今のところわからない)。

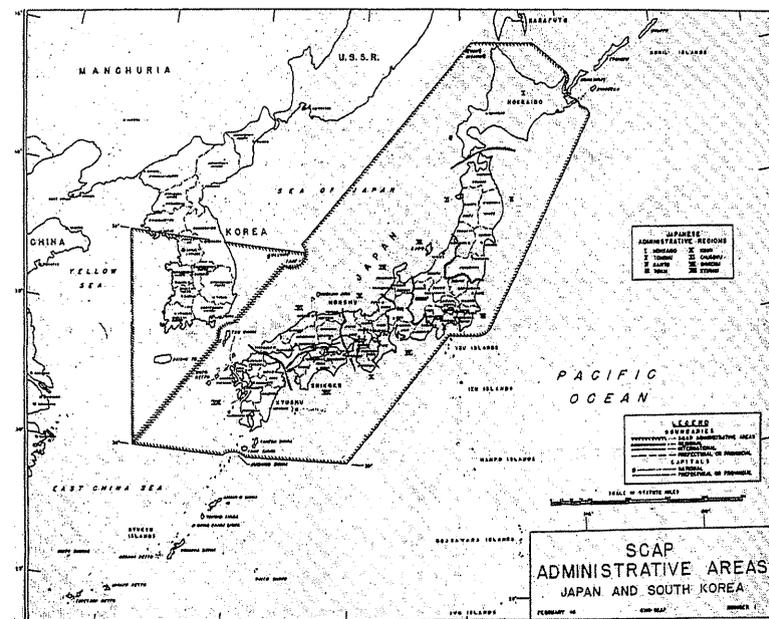
境界線の意味について

ところで、この文書の第6項にある但し書が「この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第八条にある小島嶼の最終的決定に関する連合軍側の政策を示すものと解釈してはならない」としていることは、ここまで述べたようなこの文書発出前後の事情、理由を考えれば当然のことというべきであろう。つまりこの文書の規定する「日本の範囲」は、それが出された背景から考えても、占領業務の担当者が職務遂行上の必要から行った、公式的には「仮の線引き」といった性格のものであり、ポツダム宣言や講和条約のような、各国首脳の会談によって合意・決定された文書とは次元の異なる文書だからである。

ただし竹島=独島問題の観点からいえば、以下の点にも留意する必要があると考える。

第一に留意すべきは、SCAPIN677では敗戦前までの日本政府による行政上の扱い(「島根県所属」)を踏襲せず、竹島=独島を「日本の範囲」から外している点である。総司令部が竹島=独島を「日本の範囲」から外して南朝鮮に付けた理由は明確に示されていないが、とりあえず、次のように考えられるのではないかと思う。

[図1]「連合軍最高司令官行政区域:日本及び南朝鮮」(玄大松『領土ナショナリズムの誕生』、p.51より)



①米国政府が第二次大戦中から戦後初期にかけて作成した日本の戦後処理問題に関する文書類では、竹島＝独島を朝鮮に付属させるべき「朝鮮の沖合の島々」の一つとして明記していたこと（→たとえば後述する SWNCC59/1 文書など）。

②竹島＝独島とウルルン島（鬱陵島）との距離（92 km）が、同島と隠岐諸島間との距離（157 km）に比べると近く（近接性）、また島の利用実態も、普通はウルルン島から渡航して漁業が行われており両島の結びつきが強かった（→属島と見なされた）。

前者の「近接性」に関して言えば、戦前にウルルン島に住んでいた日本人の回想にも「高い山に上らなくても小高い所からよく見えた。天気の良い曇らぬ日にははっきり見えた。三角形が二つ見えた」（杉原隆『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』、p.125）とあり、竹島＝独島はウルルン島から日常的に見ることができると見なされた。

また島の利用実態から「属島」視された可能性があることについては既に指摘したが、水路部（海軍の一機関）が編纂した水路誌でも、ウルルン島から毎夏竹島＝独島に渡ってアシカ猟をする旨の説明が各版で踏襲されていた（1907 年版以降）。

例えば1933年刊の『朝鮮沿岸水路誌』第1巻には「毎年夏季ニ至ラバ海驢^{あしかに}ノ為鬱陵島ヨリ渡来スルモノ数十名ノ多キニ及ブコトアリ彼等ハ島上ニ小屋ヲ構ヘ毎回約10日間仮居スト謂フ」（同書、p.89。ルビ、下線は引用者）と書かれている。

次に留意すべきは、SCAPIN677の規定する「日本の範囲」が、ほぼそのままサンフランシスコ平和条約（1951年）に引き継がれて再独立時の日本の領域となったことである。

すなわち SCAPIN677 から5年後に結ばれたサンフランシスコ平和条約によって確定した独立後の日本の領域は、SCAPIN677 の「日本の範囲」をほとんどそのまま踏襲しており、異なっていたのは、①竹島＝独島の島名が平和条約中には明記されなかったこと、②日本領の南の境界線が、平和条約では「北緯30度」から「北緯29度」へ移され、それにより鹿児島県口之島から南のトカラ列島の残りの島々が日本領土に加えられたこと、の2点のみであった。

現在では、忘れてしまっている人も多いと思われるが、再独立した時点（平和条約の発効は1952年4月28日）の日本の領域には、千島列島（北海道）だけでなく、奄美諸島（鹿児島県：1953年12月返還）も小笠原諸島（東京都：1968年6月返還）も琉球諸島（沖縄県：1972年5月返還）も、すべて含まれていなかったのである。たしかに米国は、千島列島を除く3諸島地域について（日本の潜在主権（残存主権ともいう：residual sovereignty）を認める）と表明していたが、そのことが平和条約に明記されていたわけではなく、また日本への返還の時期やその手続き方法がどこかに明示されていたわけでもなかったのである。

さらにもう一つ付け加えるなら、ソ連政府が SCAPIN677 の直後にこの地域のソ連領への編入の手続きを開始したことも注目すべきではないかと思う。

既述したように、ソ連はヤルタ秘密協定（1945年2月締結）に基づいて日本に宣戦布告し（1945年8月）、日本領であった樺太（「南サハリン」）と千島列島に侵攻し占領したが、

戦争終結の時点では（ソ連に南サハリンを返還し、千島列島を引き渡す）という協定の内容は秘密とされており、SCAPIN677 が出された時点でもまだ公表されていなかった（公表は1946年2月11日）。そのことから考えれば、ソ連はこの SCAPIN677 の「三（c）」を見て（米国政府がヤルタ秘密協定履行の意思を暗黙裡に表明したもの）と理解し、南サハリンおよび千島列島の自国領への編入を決めたのではないだろうか（ソ連最高会議幹部会は、SCAPIN677 が出された直後の2月2日に両地域を「南サハリン州」としてソ連邦ロシア共和国に編入するよう指令し、翌年2月20日のソ連最高会議で正式決定した）【注4②】。

総じて言えることは、この SCAPIN677 で定義された「日本の範囲」は、日本の敗戦の結果行われた連合国の占領の実態を反映したものであり、サンフランシスコ平和条約の領土条項の内容を先取りしていたということである。米ソ両国は、敗戦国日本の本土を両国間の合意に基づいて分割・占領したが、結局のところ、最初に占領した地域を平和条約において変更することなく“縄張り”として互いに承認し合ったと見ることができる（後に日本に返還された奄美・小笠原・沖縄は、すべて米国の単独占領地域にあった。つまり、米国自身の考えでどのようなにも匙加減が可能な範囲での変更には過ぎなかった）。

すなわち、SCAPIN677 における「日本の範囲」の規定は、第6項の但し書にもかかわらず、決定的な意味を持っていたと考えるべきではないかと思う。

8-3 「マッカーサー・ライン」の設定：「SCAPIN1033」

竹島＝独島を「日本の範囲」の外側に置いた2つ目のGHQ文書として、日本漁船の操業許可水域に関する「マッカーサー・ライン」関連の文書がある。

ただその文書を検討する前に、戦争とは一見無関係に思える日本漁船の操業に占領当局がなぜ厳しい制限が課していたのか、少し遠回りになるが、その歴史的背景を正しく理解する必要があると考える。そこで本節では、昭和戦前期の日本漁業と国際関係の問題について振り返りながら、総司令部による操業規制の変遷を見ていくことにしたい。

日本船舶の航行規制と戦前期日本漁業への不信感

日本占領の当初、総司令部（GHQ）は、日本に進駐する連合国の部隊の安全を確保するために軍艦とそれ以外の船舶の区別をせず、日本の全船舶の移動・航行を禁止し（1945年9月2日、指令第1号の一般命令第1号・IV）、ついで100トン以上の船舶の航行を最高司令官の監督下に置くことを明らかにした（9月3日、指令第2号の付属書B・4）。

この日本船舶に対する航行禁止の規制は間もなく緩和され、沿岸から12カイリ以内における日本の木造船（補助機関付帆船）の自由航行が許可されるようになった（9月14日：FLTLOSCAP35）。そしてこの規制緩和に伴って、漁船も沿岸から12カイリまでの水域内で操業出来るようになったが、占領当局による船舶の航行規制は、この時までには日本の船

舶全般を対象とするものであり、漁船だけを特別に扱う姿勢を持っていなかった。

当時の日本では、敗戦に伴う海外からの民間人の引揚げと兵士の復員とによって人口が急増しており、それが国内の食糧不足と就職難をいっそう深刻化させていた。日本政府は、こうした社会的危機に対処するために、日本の漁業を復興させて国民の飢餓・栄養不足状態を改善し、同時にそれを引揚者や復員兵士の就業先確保にもつなげたいと考え、日本漁船の操業許可水域を12カイリの外側にも設定するよう総司令部に強く要望していた。

しかし戦前期の日本の遠洋漁業が「根こそぎ獲っていく容赦のない漁法と、他国の権利や利益を軽んじる態度によって国際的な反感を買っていた」(『GHQ 日本占領史』第42巻・水産業、p.13) ことから、連合国の中には戦前期の日本に対して強い処罰感情を持ち、日本漁業が復活してくることを警戒する国が少なからずあった(たとえばオーストラリア、ニュージーランド、フィリピンなど)。

また日本占領を主導した米国政府も、次のような対日方針を決めていた。

「合衆国領域に近き場所又は合衆国委任統治に近き場所に於ける深海漁業は許可せられざるべきこと。連合国の管治下にある場所に近き場所に於いては関係国との事前の許可あるに非ざれば日本漁業は許可せられざるべきこと」(1946年2月11日の米国国務省公報より：水産研究会『戦後日本漁業の構造変化(Ⅱ)』、p.2~3より再引用)

ここで日本が関わった戦前期の国際的な漁業問題(紛争)を振り返っておくと、日本が国際的に非難された漁業問題(紛争)としてよく知られ、そのことが戦後の対日講和条約交渉の中で繰り返し言及されたのは、いずれも米国が関与した次の3件であった【注7】。

⑦米国領アラスカのプリストル湾におけるサケ漁業をめぐる日米間の紛争。

⑧国際捕鯨取締条約(1936年1月発効)に加入せずに南氷洋捕鯨を行っていたこと。

⑨日英米露4国で締結したオットセイ保護条約(1911年)からの脱退(1940年通告)。

またこの他にも、たとえば海軍の駆逐艦に護衛された日本の母船式カニ船団がソ連の領海内にまで入り込んで操業したことや【注7②】、先進的な漁船・漁具、漁獲技術を駆使する日本の底引き漁(トロール漁)の船団が南半球のオーストラリア沖(1935年に初出漁)や地球の裏側と言えるアルゼンチン沖(1936年に初出漁)にまで進出していたこと等も、日本漁業に対する連合国側の視線を厳しいものにしていった。

総じていえることは、戦前期の日本の漁業は、当時の国際漁業の慣行であった「公海自由の原則」(*)に従っていたとはいえ、日本にとっての遠洋漁業の漁場が他国の沿岸・沖合漁業の漁場で行われているという事実が無自覚、無頓着であったということである。日本の敗戦後には、以上のような過去の日本漁業の振る舞い方が問題にされたのである。

(*)「領海」とは沿岸国の主権が及ぶ「領土」の延長ともいえる水域を指し、その外側(沖合)の「公海」は、どこの国にも属さず「公海自由の原則」が適用される水域とされていた。「公海」においては“早い者勝ち”で漁が出来る原則であったが、漁業資源の保護と資源の持続的利用の観点から、国際漁業の趨勢は20世紀以降「公海自由の原則」を見直す方向に向かっていた(→注6②参照)。

漁業許可水域の拡大

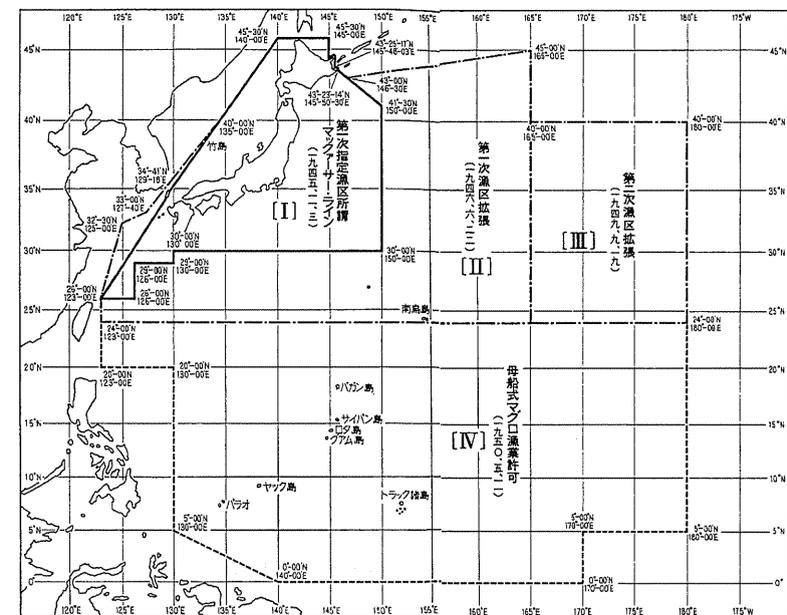
総司令部では、連合国の内部に上記したような厳しい対日感情があることを承知していたが、その一方で日本の占領を円滑に実施するためには、漁業規制を緩和して日本国内の飢餓状態とそれに起因する社会不安を和らげることも必要であると考えていた。そこで総司令部は、食糧の増産と自給体制の確立は、日本の政治体制の民主化=非軍事化と同じくらい重要な問題であるとして、時には極東委員会構成諸国の反対を押し切って、以下のような日本漁業復興に向けた制限の緩和を段階的に実施していったのである。

まず総司令部は、FLTLOSCAP69(1945年9月22日)によって、北海道と三陸の沖合および九州の西方水域における漁船の操業を、操業期間を特定したうえで、船種、船名、根拠地等を届け出た捕鯨船(24隻)、トロール漁船(5隻)、カツオ漁船(1隻)および魚類運搬船(4隻)の合計34隻に限定して操業許可を与えた。

その後もFLTLOSCAP80(1945年9月27日)により、100トン未満の日本の漁船が12カイリ以遠の沖合に設定した一定の漁業許可水域内で自由に(=個別の許可を必要とせずに)操業することを認め、翌月にはSCAJAP42(10月13日)によって、ほぼ同じ水域内で許可を得た100トン以上のカツオ・マグロ漁船33隻が操業することを認めた。

さらにその翌月には「漁業、捕鯨業及び海獣捕獲業に従事する船舶の操業区域指定に関

【図2】「マッカーサー・ライン」(鈴木九萬『終戦から講和まで』[日本外交史・26]、pp.122~123より)



する覚書」を出し（11月3日、SCAJAP587。文書の全文は巻末「付録・2」参照）、それまでの許可水域を若干修正したうえで統合し、日本の漁船が総トン数の別に関わりなく自由に操業できる水域として改めて指定したのである。この指令によって設定された漁業許可水域の限界線＝境界線が、いわゆる「マッカーサー・ライン」である（→前ページ図2の「I・第一次漁区」）。

その後この漁業許可水域は、翌年の「日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書」（1946年6月22日、SCAPIN1033）によって2倍以上の広さに拡張されたが、その拡張された操業許可水域を見ると、大部分が太平洋側にあったことがわかる。また海を隔てて朝鮮・ソ連・中国と向き合っている日本海や東シナ海においては、双方の海岸からの中間線付近が許可水域の限界線＝境界線になっていることがわかる（→前ページ図2の「II・第一次漁区拡張」）。

竹島＝独島に関する規制

SCAPIN1033は、まず第2項で、日本本土を取り囲む形になる操業許可水域の限界線＝境界線（「マッカーサー・ライン」）を、緯度と経度で示した各点を順番に結んでいくやり方で示し、次の第3項では、許可水域内に位置する島々（「三a」）とその境界線にきわめて近接した位置にある竹島＝独島（「三b」）への接近、上陸および島の住民との接触を禁止している。

そして最後の第5項は、前節のSCAPIN677の第6項と同じく、この文書における操業許可水域の拡張が連合国側の対日漁業政策の表明でも最終決定でもない旨の断り書きとなっている（→文書の全文は、巻末「付録・3」参照）。

ここでは、竹島＝独島に対する接近と接触を明文で禁止した条文を含むSCAPIN1033の第3項を引用しておく（この指令に準拠して農林省令も改正された。→【注8】）。

「三 上記第二項の認可は、次の規定条項を条件とするものである。

- a. 日本の船舶は、^{ソフラン}孀婦岩を除き、北緯三〇度以南にある認可区域内の島嶼^{いず}の何れについても一二^{カイリ}裡以内に近づいてはならない。日本船舶の人員は、孀婦岩を除き、北緯三〇度以南にある島嶼に上陸してはならない。又島嶼の住人との接触も一切許されない。

引用者注：孀婦岩は、北緯30度以南にあるが「日本の範囲」内だった（→注3）

- b. 日本船舶及びその乗員は、^{タケシマ}竹島（北緯三七度一五分、東経一三一度五三分）から一二裡以内に近づいてはならない。又この島と一切接触を持つてはならない（ルビは引用者。史料の典拠は巻末「付録・3」参照）。

*引用者注：ここでの「竹島」の英文表記は“takeshima”である。

既に述べたことと重複するが、ここに書かれている操業認可条件「三a」は、前節のSCAPIN677（1946年1月29日）によって「日本の範囲」から分離された島々の一部が、このSCAPIN 1033による拡張のため許可水域内に位置するようになったことから置かれた規定である。

すなわちこの規定は、日本政府の統治権が及んでいない（＝「日本の範囲」外とされた）島々については、許可水域内に位置していても、日本漁船がその島の12カイリ以内に近づいたり漁船員が上陸して島民と接触したりしてはならないと禁止したものである。

また操業認可条件「三b」にある竹島＝独島は、それまでと同じく境界線の外側に位置したものの、この度の水域拡張によって、その位置が境界線（北緯33度・東経127度40分の地点と北緯40度・東経135度の地点とを結ぶ線）に極めて近接することになったので、念のために同島への接近や上陸（「接触」）を禁止する旨を明記したものと推察される。

なおこのSCAPIN1033で「一二裡以内」に近づくことを禁止された島々への接近は、この後SCAPIN2046（1949年9月19日）の第4項において「三裡以内」へと緩和された。しかしその場合も（日本の船舶の人員は、日本政府の現在の管理下にはない許可水域内の^{ランド・エリア}陸地に、深刻な緊急事態もしくは緊急時の入域についてあらかじめ地方官庁の事前の許可を得ている場合を除いて、上陸したり住民と接触したりしてはならない）とされていた。ただしこの覚書では、竹島＝独島についての言及はない（もともと竹島＝独島が許可水域外に位置していたためか？）。

総司令部による漁業許可水域は、その後も数次にわたって拡張されていったが（→図2参照）、それらはマグロ漁などの遠洋漁業や捕鯨を主とした太平洋における漁区の拡張と南氷洋における捕鯨の特別許可等であり、竹島＝独島のある日本海域や千島海域での変更は、占領期間中は一切なされなかった（より正確には、このマッカーサー・ラインは、日本側の強い働きかけを受けて、サンフランシスコ平和条約の発効3日前に撤廃された）。

ついでに付言すると、以上のような総司令部による許可水域の拡大政策は、日本国内の食糧難の緩和に貢献したが、その一方では日本漁船の急増による乱獲から、漁業資源の質の低下や資源量の激減・枯渇といった問題を引き起した。

その結果、漁船建造の規制や漁船の他国への売却（輸出）、船種の転換（例：底引漁船をイカ釣漁船に改装して漁獲対象を転換する）等による「減船問題」が日本漁業の重要課題の一つとなったのである。

その他にも、より多くの漁獲を求めて許可水域の外側で違法操業する日本漁船が増えたために、その監視・取締体制を整備・拡充する問題や違法操業により韓国や中国、台湾の取締当局によって拿捕された漁船員の釈放問題が起きてきた（1947年2月には、以西底引船の幸漁丸が初めて拿捕された：『漁業で結ぶ日本と韓国』、p.43）。

8-4 占領初期における米国の竹島=独島認識：「SWNCC59/1」

ここまで見てきた占領初期の2つのGHQ文書における竹島=独島に対する認識を裏付られると思われるのは、この2文書とはほぼ同時期に作成された米国政府の内部文書「旧日本支配下の委任統治領およびその他〔日本の〕周辺の諸小島に対する信託統治または他の処理方法に関する政策」(1946年6月24日付、SWNCC59/1)の中の記述である(*)。

(*)原題は“Policy Concerning Trusteeship and Other Methods of Disposition of the Mandated and other Outlying and Minor Islands Formerly Controlled by Japan.”

この文書名にある「^(スワインク)」とは、米国の国務省(日本の外務省に相当)・陸軍省・海軍省の各省の次官補によって構成された組織のことで「国務・陸軍・海軍三省調整委員会」と訳されている(1944年12月に設置)。米国政府の対日占領政策はまずこの委員会で検討され、統合参謀本部(JCS)の意見を聴取したうえで大統領の裁可を受け決定されていた。

R・エルドリッチによれば、このSWNCC59/1文書は、最初に国務省内で練り上げられてから三省調整委員会に提示されたものであるが、国務省では、複数の部局の係官たちが文書作成に関っていたので、この文書の見解は、実質的に当時の米国国務省の統一見解と見なせるという(エルドリッチ『沖縄問題の起源』、p.71。また別にこの文書については、原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』、p.42を参照)

このSWNCC59/1は、日本がかつて統治していた日本周辺の諸島の戦後処理の方針について、網羅的かつ総合的に検討している文書である(文書の本文は約30ページある)。

この文書で検討した「結論」を諸島ごとに書き出している箇所では、朝鮮の島々については(濟州島、巨文島、ダジュレー^(鬱陵)島、リアンクール岩^(竹島)および他の朝鮮の沖合の島々はすべて朝鮮の一部と考えられるべきである)との見解が表明されている。

またその結論に至った^{ディスカッション}審議を簡潔にまとめた「付属文書B」には「朝鮮の島々」について以下のように書かれている(「付属文書B」の第3部「信託統治下に置かれるべきでない地域」の「1-c」)。

「c. 朝鮮の島々：カイロ宣言は、朝鮮の自由と独立を要請している。濟州島、巨文島、ダジュレー(鬱陵)島、リアンクール岩(竹島)およびその他の朝鮮の沖合の島々はすべて朝鮮の一部と考えられるべきであり、歴史的にも行政上も朝鮮の一部であって、主として朝鮮人が居住している」

(ここでの引用は、沖縄県公文書館所蔵の『トルーマン大統領文書』：「一般ファイル(1940-1953)」の内「(00119-001)信託統治、太平洋の諸島」所在の「SWNCC59/1」文書、p.29〔沖縄公文書の文書ページ番号は27〕に基づく試訳。島名の英文表記は【注9】を参照)。

ついでに「付属文書B：審議」(SWNCC59/1文書、pp.20~32/沖縄公文書の文書ページ番号は18~30)の構成を見ておくと、全体は、第1部「一般原則」、第2部「信託統治下に置かれるべき地域」、第3部「信託統治下に置かれるべきでない地域」に分けられている。そして先の引用箇所を含む第3部(同上、pp.29~32/pp.27~30)は、以下のように3つの地域に分けられている。

最初の《1：日本の外郭部にある諸小島で、すでに国際宣言あるいは国際合意によって処分が明らかになっている地域》では「a. 台湾と澎湖諸島」「b. 南樺太と千島列島^{カハリン クリル・アイランズ}」そして「c. 朝鮮の島々」が取り上げられている。

次の《2：ポツダム宣言によって連合国が処分を保留し、また安全保障上の理由で日本からの分離を求められなかった地域》では「a. 伊豆諸島」「b. 琉球諸島」と「c. 内海の島々」が取り上げられているが、この「c. 内海^{インランド・シー}の島々」には、瀬戸内海の島々の他に、千島列島を除いた佐渡・隠岐・対馬・壱岐・五島列島など、日本の四主要島(日本本土)周辺の島々の名が列記されている。最後の《3：他の地域》では「a. 新南(南沙)群島」と「b. 南極」が取り上げられている。

また上の《1》のうち「a. 台湾と澎湖諸島」については(カイロ宣言が特に言及していた)として、また「b. 南樺太と千島列島」については(米国がヤルタ協定によって言質を与えている)として、それぞれ中国とソ連に返還あるいは引き渡すべきことが説明されている。「c. 朝鮮の島々」については、前ページに引用した通り(カイロ宣言の要請)に言及している【注9②】。

ここで注目されるのは、この文書においても竹島=独島の島名が、朝鮮に属する島として他の3島と共に明記されていることであるが、ここで島名が明記されている4島について共通しているのは、朝鮮本土側から見てはるか沖合の朝鮮の外郭(外縁)に位置していること、そしてそれぞれの島が欧米人の命名による別名(*)を持っていることである。

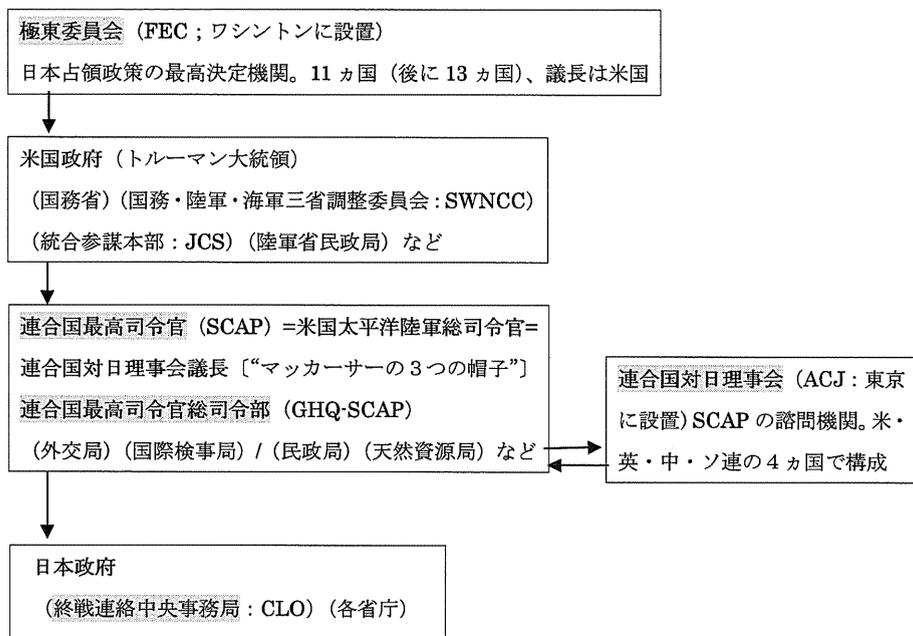
(*) 濟州島：Quelpart (1642年、ポルトガル船による命名)、巨文島：Port Hamilton (1885~1887年の間、英国がロシアに対抗するため一時的に占拠=強制租借した)、鬱陵島：Dagelet (1787年、フランス艦隊による命名)、竹島=独島：Liancourt Rocks (1849年、フランス船による命名)

この4島が、歴史上海側から朝鮮に接近してきた欧米人によって名付けられた別称を持っているという事実は、この4島が朝鮮の外郭をなす(外縁部に位置する)代表的な島であることを傍証しているといえるが、この文書の担当者は、これらの4島を列挙することで、朝鮮のおおよその外郭線(領域)を示そうとしたのかもしれない。

いずれにせよ、米国政府内の実務担当者たちによる三省調整委員会(SWNCC)が、竹島=独島を「歴史的にも行政上も朝鮮の一部」とであると結論付け、それがSWNCC59/1というトルーマン大統領の決裁を受けた米国政府の公文書に明記されていたという事実は、米国政府の原初の認識として注意深く参照されるべきではないかと思う。

【注1】この文書名で使われている「SCAPIN」^(スキヤピン)とは、Supreme Commander for the Allied Powers INDEX (～Instruction Note とする文献もある) の略号で、ほとんどの文書の宛書が「MEMORANDUM FOR:～」となっているので「連合国最高司令官覚書」「総司令部覚書」などと訳されている。「SCAPIN」文書は、連合国最高司令官 (SCAP) から日本政府 (1947年5月半ばまでは「日本帝国政府」) 宛に出された指令 (命令) 文書で、略号の後に続く数字は発行順に付けられた続き番号、いわゆる「SCAPIN 番号」である。また文書には、文書発令の日付の後に文書を起草した連合国最高司令官総司令部 (GHQ・SCAP。通常は単に GHQ と略称) の特別参謀部^{スペシャル・スタッフ・セクション} (「幕僚部」とも訳される) の部局名が、たとえば「GS」(民政局)、「NR または NRS」(天然資源局) などのように3文字以内の略号によって明示されている。

ところで日本は、1952年4月28日にサンフランシスコ平和条約が発効して独立を回復するまでの間連合国の占領下に置かれたが、天皇と日本政府の存続が認められた間接統治方式がとられた。参考までに、連合国占領期の日本の管理 (指揮、命令) 機構の概要を図示しておこう。



この図の最上部にある極東委員会 (FEC : ワシントンに設置。11か国で構成、後に13か国となる) が、連合国による日本占領政策の最高決定機関であり、そこでの決定は、議長国である米国政府を通して東京の連合国最高司令官 (SCAP) の総司令部 (GHQ - SCAP) に指令・伝達されるという指揮系統になっていた。

米国政府内では、国務省 (日本の外務省に相当)、陸軍省、海軍省の各省の次官補で構成される三省調整委員会 (SWNCC) と統合参謀本部 (JCS) とが協議・連携しながら重要な対日占領政策を立案し、大統領の承認を経た後、統合参謀本部を経由して東京の総司令部に下達されていた。

連合国による日本 (日本本土) の占領は、事実上米国がほぼ単独で担当していた。占領地日本の最高責任者である連合国最高司令官 (SCAP) には、占領のため日本に進駐した米国太平洋陸軍 (AFPAC。のちに再編されて極東軍 : CFE となる) の総司令官であるマッカーサー元帥が任命された。またその関係から、日本の占領行政を担当した連合国最高司令官の総司令部と軍事作戦を担当した米国太平洋陸軍の司令部とは、その主要なスタッフ・機能が重複する「二重構造」(竹前栄一『GHQ』、p.88) となっていた。

米国本国からは、陸軍省との合意に基づいて国務省の外交官が最高司令官に助言を行う政治顧問 (POLAD) として派遣されていた。政治顧問は、東京において米国政府 (国務省) を代表する立場にあったが、1946年4月に対日理事会対策のため GHQ に外交局 (DS) が設置された際、政治顧問はその外交局長となり総司令部の中に組み込まれた (外交局は、参謀長に直属するゼネラル・スタッフ・セクション^{ゼネラル・スタッフ・セクション} に編入された。→第9章・注4も参照)。

日本に対する占領政策は、連合国4ヵ国 (米国・ソ連・英国・中華民国) の駐日代表 (通常時の大使に相当) で構成される連合国対日理事会 (ACJ) が最高司令官の諮問を受けて検討する仕組みが作られていたが、最高司令官や米国政府の意向が強く反映された結論になるのが普通だった。対日理事会の議長は最高司令官であったが、通常の会議は、米国の代表であった政治顧問 (= GHQ 外交局長) が最高司令官の代理として取り仕切っていた。

占領下の日本政府は、総司令部の監視と管理を受けながら日本の国内行政を行っていたが (「間接統治」)、総司令部から出される示唆^{サジェスション}、指示^{インストラクション}、指令^{ディレクティブ}、命令^{オーダー} (実態としては、すべて命令である) は、原則として、日本政府の窓口として占領開始直前に設置された終戦連絡中央事務局 (CLO : 外務省の外局として東京に開設) を経由して伝達された。

【注2】日本の植民地であった朝鮮は、日本の敗戦後 (北緯38度線) を境界線 (分界線) として、米ソ両国によって南北に分割占領された。この「分割占領」方式とその境界線の引き方は、日本のポツダム宣言受諾通告を受けて米国からソ連に提案され、両国の合意によって決定したものである。

ところで降伏した日本軍の将兵は「一般命令第1号」(1945年9月2日付) の規定に従って連合国軍による武装解除を受けることになったが、それによると日本国大本營 (天皇直属の最高統帥機関で日本軍全体を統括・指揮した) 並びに日本本土とこれに隣接する諸小島、北緯38度以南の朝鮮などにある日本軍は、米国太平洋陸軍最高司令官 [マッカーサー元帥] に降伏し、満洲、北緯38度以北の朝鮮、樺太および千島列島の日本軍は、ソ連極東軍最高司令官 [ワシレフスキー元帥] に降伏するように定められていた。

ソ連は、日本との間で「日ソ中立条約」(1941年) を結んでいたため本来戦争状態にはなかったが、1945年2月に米英と結んだヤルタ秘密協定に従って同年8月8日に日本に対して宣戦布告し、翌9日以降日本の植民地であった「満洲国」、朝鮮、樺太 (南サハリン) へ侵攻した。

ソ連軍は、宣戦布告と同時に朝ソ国境にある朝鮮の羅津と清津への空襲を実行して朝鮮領域への攻撃を開始したが、ソ連軍の中で朝鮮の占領を担当したのは、チスチャコフ大将が率いる極東軍第二五軍であった。この第二五軍は、8月11日夜から朝鮮領内へ攻め込んで南下を続けたが、米国との合意に従って北緯38度線で進軍を止めた。

その後ソ連軍は、8月24日までに朝鮮第二の都市・ピョンヤン（平壤）に司令部を設置して正式に軍政を開始したが、当時のソ連軍には朝鮮の事情に通じた専門家もおらず、朝鮮を占領する準備もほとんど出来ていなかった。そのためソ連軍は、解放直後から朝鮮各地に自発的に作られていた自治組織（人民委員会）を承認し、それを通して秩序を維持するという一種の間接統治方式へと切替えていった。

一方南朝鮮の占領を受け持つことになった米国は、沖縄にいた太平洋陸軍第二四軍団（司令官：ジョン・ホッジ中将）に南朝鮮への進駐を命じた（8月12日）。しかし第二四軍団の進駐準備はすぐには整わず、ようやく9月6日になって先遣隊の将兵を空路でソウル（京城）に送り込み、2日後（8日）に軍団の本隊が仁川から上陸を開始した。米国軍は翌9月9日にソウルに進駐し、駐留していた日本軍の降伏を受領し、ソウルに占領の統治機関として朝鮮軍政庁を開設した。

ホッジ司令官は、南朝鮮の占領開始に当たって〈当分の間日本植民地時代の統治機構を存続させて占領統治を行う〉旨の声明を発表したが、この声明は、米国軍を日本の支配からの解放者と信じていた朝鮮民衆をいたく失望させるものであった（たとえば、ホッジ司令官は《朝鮮の日本行政府は、鉄道・電信・電話・会社・郵便局・旅館等いっさいを経営しているので、米軍当局は日本人を日本本土へ引き揚げさせるまで、日本の行政府の利用を必要としている》と語ったと報道された：森田芳夫『朝鮮終戦の記録』、p.288の「読売新聞」1945年9月13日記事より再引用）。

こうした占領当初の米国軍の方針は、間もなく東京のマッカーサー最高司令官からの指示によって改められていくが、朝鮮軍政庁は、しばらくの間旧朝鮮総督府の日本人局長全員を行政顧問として残留させたほか、日本の植民地時代に朝鮮民衆を苦しめ怨嗟的となっていた旧警察機構をそのまま存続させて治安の維持に当たさせたのである。南朝鮮では、このように植民地時代の対日協力者（親日派）がほとんどそのまま統治機構内部に居残って対米協力者（親米派）に横滑りしたために、米軍の占領下において複雑な政治情勢が生じたのである。

②本文でも触れたように、南朝鮮に進駐した第二四軍団は独立した司令部を設けず米国太平洋陸軍（総司令官・マッカーサー元帥）に所属していた。そのため第二四軍団では、太平洋陸軍司令部（連合軍最高司令官総司令部）との連絡窓口として東京に朝鮮米軍政庁在日本総公館を設置した（1945年10月開設。米国軍の撤退後は大韓民国駐日代表部として引き継がれていく）。

【注3】1945年12月17日に成立した新しい衆議院議員選挙法（法律第42号）では、選挙区と議員定数を規定した同法の「別表」の「東京都・第二区、十二人」のうちに伊豆諸島にある3支庁（大島・三宅・八丈）が含まれていた。また鹿児島県（全県で1区）は、単に「鹿児島県、十一人」と規定され、その中に奄美大島地域（大島支庁）も含んでいた。

また同法附則第9項は「勅令ヲ以テ定ムル迄ハ」選挙を行わない地域を次のように定めていた。

「沖縄県、北海道庁根室支庁管内国後郡、紗那郡、択捉郡、釧路郡及色丹郡並ニ花咲郡歯舞村水晶島、勇留島、志発島、多楽島及秋勇留島並ニ海上交通途絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ」（ルビ、下線は引用者）

ここで総選挙の実施が見送られている沖縄県と北海道庁根室支庁管内の郡・村は、言うまでも

なく米国とソ連によって軍事占領されていた諸地域である。また上の引用箇所後段の下線部「特別ノ事情アル地域」として指定されたのは、同日公布された勅令（1945年12月17日、勅令第707号）の附則第4項で指定された「東京都青ヶ島村」だけであった。青ヶ島は、八丈島の南方約65kmに位置する孤島で（青ヶ島の人口は、1945年11月1日実施の国勢調査によれば279人）、交通事情が極めて悪いために除外されたものと思われる。

ところがこの後、1946年1月のSCAPIN 677によって北緯30度以南の諸島が「日本の範囲」から分離されることになったため、以下の3地域も「勅令ヲ以テ定ムル迄」選挙を実施しない地域として新たに指定された（1946年2月21日、勅令第97号）。

- ⑦東京都大島支庁管内、三宅支庁管内及び八丈支庁管内、⑧島根県隠岐支庁管内五箇村竹島、⑨鹿児島県大島支庁管内（但し十島村竹島、黒島及び硫黄島を除く）

*⑦の但し書で島名が明記されている竹島・黒島・硫黄島の3島（通称「上三島」。現「三島村」）は、行政的には旧十島村（トカラ列島の島々に相当）の中に含まれるが、たまたま3島の位置が北緯30度線の北側にあったために切り離されて、総選挙が実施される地域（「日本の範囲」）の中に残されたのである。他方、それより南に位置する同村の残りの島々（口之島以南の主要な島々は「七島」と呼ばれた。現「十島村」）は、奄美諸島と共にこのSCAPIN677によって「日本の範囲」から分離されたため総選挙は実施されなかった（奄美諸島地域は、1945年11月の布告により米国の占領下に置かれていた）。

②アジア・太平洋戦争中、伊豆諸島の南に位置する小笠原諸島（父島を主島とする小笠原群島と硫黄島を主島とする火山列島とを合わせた総称で、行政上は東京都小笠原支庁に所属）は、戦争の激化に伴って全島民を日本本土に強制疎開させる措置がとられたが（1944年）、本土寄りに位置した伊豆諸島は強制疎開の対象とはならず、引続いて一般島民が生活し東京都による行政が行われていた。そのため伊豆諸島地域は、日本降伏後も小笠原諸島地域のように米国の軍政下に置かれることなく東京都の行政下にあった。

ところがSCAPIN677（1946年1月）では、この伊豆諸島地域も「日本の範囲」から分離される地域になったため、日本政府から総司令部への照会が行なわれた（2月26日付の日本帝国政府覚書「伊豆諸島の地位に関する情報の要請」）。照会を受けた総司令部では、同地域に改めて軍政を布くより現状に合わせてSCAPIN677の指令の方を修正することにし、最南端の孺婦岩（無人島）を含む伊豆諸島地域全体を「日本の範囲」に戻したのである（3月22日、SCAPIN841）。

このSCAPIN841による修正指令を受け取った日本政府では、以下のように伊豆諸島地域（大島・三宅・八丈3支庁管内）を改めて「選挙施行区域」に加えることにしたが、総選挙が間近に迫っていたためこの改正は省令によって公示した（1946年3月29日付、内務省令第17号）

「昭和二十年勅令七百七号中左ノ通改正ス

附則第四項中『東京都大島支庁管内、三宅支庁管内及八丈支庁管内』ヲ『東京都八丈支庁管内青ヶ島村』ニ改ム／附則／本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【注4】ヤルタ会談とは、第二次世界大戦末期の1945年2月、戦後体制の大枠を話し合うためソ連の黒海沿岸のヤルタで開かれた米国（ローズヴェルト大統領。この後4月に死去）・英国（チャーチル

首相)・ソ連(スターリン書記長)3国の首脳による会談のことである。3国首脳は、この会談でドイツ降伏後のヨーロッパと世界の戦後体制に関する広汎な取極めを行った。またアジア地域については、日本本土への侵攻作戦を進めていた米国が、日本の降伏を早めるためソ連に対して対日参戦を求め、3国間で対日参戦をめぐる後述するような秘密協定が結ばれた会談でもあった。

当時米国は、硫黄島上陸作戦(1945年2月開始)を目前にし、さらに沖縄上陸作戦(同年4月開始)も準備していた。米国は、その後に予定していた日本本土攻略作戦によって生じる自国兵士の犠牲を減らすためにも、ソ連の参戦を強く求めたのである。

一方当時の日本とソ連の間には、1941年4月に締結された日ソ中立条約(有効期間5年間で、期間満了の1年前に破棄の通告がなければ更に5年間の自動延長を規定していた)があり、その中で相互の「領土保全及び不可侵」を約し(第1条)、どちらかの国が第三国との戦争に突入した場合には、もう一方の国は「中立」を守るべきことを定めていた(第2条)。

連合国の一員だったソ連は、対日参戦についてはテヘラン会談(1943年11月)で既に言質を与えていたが、日ソ中立条約で一応平穏が保たれていた日本との戦争を始めることについては、参戦の名目(理由)をどうするのかという問題もあり、米英に対しては消極姿勢を見せていた。そこで米英両国は、ソ連がドイツの敗戦の2、3ヵ月後に対日参戦することと引換えに、ロシア帝国時代に失った領土権を回復させると約束した。これがヤルタ秘密協定である。

「2 千九百四年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利は次のとおり回復されること。

(a) 樺太の南部及びこれに隣接するすべての諸島はソヴィエト連邦に返還されること。

(中略: bは大連・旅順に関する取極め、cは南満州鉄道と満洲に関する取極め)

3 千島列島はソヴィエト連邦に引き渡されること」(以下略、日本本土関連のみ引用)。

この「ヤルタ秘密協定」では、日露戦争のポーツマス条約(1905年)によって日本に割譲された「南樺太」がソ連に返還されること(shall be returned to the Soviet Union)と、それ以前の樺太千島交換条約(1875年)によって日本領となった「千島列島」はソ連へ引き渡されること(shall be handed over to the Soviet Union)と定めていた。ここで示した英文で使われている動詞が異なっていることから明らかなように、「千島列島」のソ連への「引き渡し」は、ソ連の対日参戦に対する見返り(報酬)であったと考えられる(なおこの極東に関する秘密協定が公表されたのは1年後の1946年2月11日であった)。

②ソビエト連邦最高会議幹部会は、占領中の南サハリンと千島列島地域の自国領編入について次のように指令している。

「南サハリン及びクリル諸島の領域に豊原市(*)を中心とする南サハリン州を設置し、これをロシア共和国ハバロフスク地方に編入する。ソ連邦最高会議議長/エム・カリーニン
ソ連邦最高会議書記/ア・ゴルキン

モスクワ、クレムリン 1946年2月2日」(茂田・未澤編『日ソ基本文書・資料集』、p.71)

(*)「豊原市」は、日本の樺太庁が置かれていた中心都市で、今日のユジノサハリンスク市。

【注5】軍隊を除く朝鮮在住日本人数は、1944年5月1日現在の調査によれば、済州島が1,414人、鬱陵島が374人である(森田芳夫『朝鮮終戦の記録』、pp.8~10表6より)。この統計表で島別の日本人の数が分かるのはこの2島だけだが、このことは、行政当局(朝鮮総督府)が済州島と鬱陵島を日本人が特に多い島として認識していたことを反映しているであろう。

それにこれは筆者の想像だが、日本の植民地統治期に済州島と大阪を結んでいた定期船「君が代丸」のことは当時広く知られていたであろうし(それ故大阪には済州島出身者の集住する在日朝鮮人のコミュニティが出来ていた)、鬱陵島が日本海にある唯一の有人島であり、そこに島根・鳥取両県出身者を中心とする日本人が多く住んでいることもよく知られていたことであろう。これらの事実も、この2島の名がわざわざ明記されたことと関係があるのではないかと思う。

【注6】東京の連合国最高司令官総司令部(GHQ)の各部局(特別参謀部)は、たとえば以下の民政局設置に関する文書に規定されているように、日本の占領だけでなく朝鮮軍政庁の仕事にも関与していた(1945年10月2日付「連合国最高司令官総司令部・一般命令第8号/民政局の任務」)。

「1、民政局は朝鮮における軍政および日本における民事政府の内部構成について連合国最高司令官に助言を行うため、本司令部の特別参謀部として設置される。

2、朝鮮に関する民生局の任務は以下の通りである。

a. 一時的な任務のためや朝鮮と本局の間での人事交流のため、軍事上の諸問題について在朝鮮米軍との間に密接な連絡を保持すること。

以下を取扱うための機関として行動すること。

(1) 他の部局による協議および照会に応えるための朝鮮において遂行中の軍政作戦に関する情報。

(2) ひとつ以上の最高司令官の部局に関連する朝鮮軍政に関する迅速に処理すべき問題。

(3) 朝鮮における軍政作戦に関する報告を準備し、審査し、分析すること。

b. 朝鮮軍政の展開と進行に関して連合国最高司令官へ助言し、占領の使命の促進に関する措置を勧告すること。

3、日本に関する民生局の任務は以下の通りである。

a. 日本における民事政府の構造一般について調査、研究し、連合国最高司令官に助言すること、特に以下の点について調査、研究、助言すること。

(1) 民事政府の軍事問題との関係、および軍隊の統制。

(2) 日本帝国政府と下級政府機関または地方行政機関(地方、都道府県、市町村を含む)との関係、中央管理の方法と程度、および封建的全体主義的やり方の性質と範囲。

(3) 日本帝国政府、下級政府機関ないし地方行政機関と人民との関係(人民の政府への代表送出の程度および形態をふくむ)。

(4) 政府と実業界との関係、日本帝国政府、下級政府機関ないし地方政府機関による実業界に対する統制の方法および程度(産業の統制および操作のための財政法規、

補助金、およびその他の手段を含む)。

b. 以下のために勧告すること。

- (1) 日本帝国政府、下級政府機関および地方政府機関の非軍事化。
- (2) 日本帝国政府の分権化および地方権限の増大。
- (3) 人民による政府の確立に障害となるような封建的全体主義的やり方の除去。
- (4) 日本の潜在的戦争能力を維持し、占領目的の達成を阻害するような政府と実業界との関係の除去〔以下省略〕(高野和基訳『GHQ 日本占領史②: 占領管理の体制』所収、pp.167~168)。

なお GHQ の各部局による日朝兼務の体制は、民政局については 1947 年 2 月まで、他の 8 部局については 1948 年 3 月まで続いた。また 1948 年 8 月には、5 月の南朝鮮のみの「単独選挙」により成立した議会が大統領を選出し、大韓民国が成立した(これにより、米国による占領終了)。

【注 7】⑦プリストル湾のサケ漁問題

日本の北方水域での漁業(北洋漁業)が盛んになるのは、日露漁業協約(1907年)の締結によってオホーツク海およびベーリング海沿岸のロシア領における漁業権取得が可能になってからである(入札方式の買い取り制による)。

日本の漁業者は、ロシア領沿岸に設定された漁区の漁業権(有効期間 1 年間)を落札して沿岸に定置網を仕掛け、産卵のため接岸してくるサケ・マスを獲得して現地の工場で缶詰に加工し欧米向けに輸出したのである(他にカニ漁の漁区もあった)。その後 1920 年代後半以降になると、沖合で回遊しているサケ・マスを流網でとる母船式沖獲り漁法が盛んになっていったが、この漁法は領海の外の公海で行われるため、借区をめぐってしばしば交渉が難航していた毎年の対露(のち「対ソ」)交渉に縛られずに済み、また魚群を追って投網することでより効率的な漁獲が可能となるなど、日本の漁業者には好都合の漁法であった。一方この新漁法は、漁業資源の持続生産(sustainable yield)の観点からすれば、乱獲や資源劣化を招きやすく問題の多いものであった。

さらに 1930 年代になると、日本の漁業者は漁獲量に限界の見えてきたソ連領沿岸からベーリング海を越えて北米大陸北西岸の米国領アラスカ(プリストル湾もここにある)やその南の北東太平洋沿岸(カナダと米国の西岸)の沖合漁場に進出した。当初日本漁船の進出は目立たなかったが、日本の農林省がこの水域の最重要な魚種であるサケ・マスについての資源調査を計画(1936 年から 3 ヶ年間)していることが報道されると、米国の漁業団体は一斉に反発し、新聞・雑誌や連邦議会を巻き込んだ反対運動を展開した。

しかし日本政府は計画通りに調査船団をプリストル湾に派遣し、1 年目の資源調査を行った(1936 年 6 月下旬~8 月)。これに対して米国政府から計画の見直しを要請されたが、農林省は(船団派遣はあくまで漁業資源の調査が目的であり、投網も公海上で行っている)と反駁して次の年も計画通りに調査船団を派遣した。ところが、この 2 年目(1937 年)の調査は、プリストル湾の日本の調査船団を上空から撮影した写真が米国の新聞に掲載されたこと、折しも中国で本格化した日本の侵略戦争(1937 年 7 月: 盧溝橋事件、8 月: 第二次上海事変、12 月: 「南京大虐殺」)の報道とが重なったため、日本漁業の侵略性が誇大に印象付けられる結果を招き、米国民の

対日感情は非常に悪化した。

そこで日本政府は、日米関係のさらなる悪化を避けようと 3 年目の調査の中止を決定し「日本政府は一般民間漁船が鮭漁業の目的を以てプリストル湾地方に赴かうとするのに対し許可を与へて居らなかったが、今後も引き続き当分の間自発的に許可証の発給を差控ふる事とした」(1938 年 3 月外務省発表。川上健三『戦後の国際漁業制度』、p.93 より再引用)との声明を出し、日本自身による「自発的」決定=自主規制であることを強調しつつ問題の幕引きを行ったのである。

ひと言付け加えると「日本による自主規制」方式は、占領期に対日講和を推進した米国のダレスによって再び採用され、サンフランシスコ平和条約締結前のダレス・吉田往復書簡(1951 年 2 月 7 日)や日米加三国漁業交渉(1951 年 11 月~1952 年 3 月。条約締結は 5 月)に反映された(これについては清水さゆり論文「米国対日占領政策と北太平洋海洋資源保護体制の誕生」参照)。

こうしてプリストル湾のサケ漁業問題は一応終わったが、米国の漁業関係者に日本に対する悪感情を抱かせたこの事件は、戦後の米国政府の対日政策にも次のような影響を与えた。

その一つは「米国近海の漁場を日本漁業の進出から守ることにその最大の眼目があった」(川上健三・上掲書、p.83)とされる「トルーマン宣言」(1945 年 9 月「大陸棚および保存水域に関する大統領宣言」)の発表である。ただしこれは、世界屈指の水産大国であった米国にとって自分の首を絞めるにも似た、漁業政策上は躓きの石になったと評されている声明である。

それというのも「トルーマン宣言」の後、米国のこの宣言を主たる正当性の根拠としてラテン

【図 3】北洋漁業の水域(千島・オホーツク、カムチャツカ沿岸、ベーリング海、アラスカ)



アメリカ諸国や韓国などが同様の宣言を次々に発表し、自国の沖合管轄区域の拡大を主張し始めたからである（例：1945年・メキシコ大統領「大陸棚生物資源の保存水域宣言」、1947年・チリ大統領「二百カイリ宣言」、1952年・韓国大統領「海洋主権宣言」、いわゆる「李承晩ライン宣言」）。そしてまた、この米国から始まった諸宣言が、今日の国連海洋法条約（1982年採択、1994年発効）における「領海の幅」12カイリや「排他的経済水域」200カイリに至る道を拓いたからである（これにより、世界中の水域でそれまで思いのままに漁獲してきた日本や米国のような水産大国の遠洋漁業は、決定的な打撃をうけた）。

次に、この戦前期のプリストル湾サケ漁業問題に端を発した米国漁業団体の厳しい対日姿勢が、サンフランシスコ平和条約の交渉過程にも大きな影響を及ぼし、その結果、戦争終結のための条約の中に「漁業協定」条項（サンフランシスコ平和条約第9条）を加えさせたのである。

④国際捕鯨取締条約未加入問題

捕鯨に関する最初の国際的な取極めは、26か国が署名した「国際捕鯨取締条約」（1931年ジュネーブで調印、1936年発効）であるが、日本は、この条約を起草したベルリンでの専門家会議（1930年）に志野徳助（土佐捕鯨株式会社）と太田康治（農林技官）を代表として送りながら、この条約にソ連が加入しなかったこととセミクジラの捕獲禁止規定が北太平洋にも適用されることに異議があるとして加入しなかった。

ところで日本の南氷洋捕鯨の最初は、1934年にノルウェーから購入した母船（函南丸）に3隻の捕鯨船を付属させた1船団による試験操業であった（213頭を捕獲）。それ以降日本の南氷洋捕鯨は急速に拡充され、1936~37年に2船団で1,963頭を捕獲、1937~38年には4船団で5,563頭を捕獲、1938~39年には6船団で7,550頭を捕獲、そしてピークとなった1940~41年には、6船団で9,948頭を捕獲した（捕獲頭数は、岡本信男『近代漁業発達史』、p.454表11による）。こうして日本は有数の捕鯨国となったが、同時期の捕鯨の国際会議には消極的態度をとり続けていた。

すなわち日本は、1937年にロンドンで開催された国際捕鯨会議（参加11カ国。「国際捕鯨取締協定を締結」には参加を求められたものの代表もオブザーバーも送らず、その翌年再びロンドンで開かれた会議には、国際的な非難に配慮して代表を参加させたものの会議の議定書には署名せず^{ファイナル・アクト}に会議議事録（最終議定書）にのみ署名するという態度をとった。その次の1939年7月の会議では、この会議の報告書と決議書に署名したが、折しも会議終了直後に第二次大戦が勃発したことを理由にして捕鯨取締協定への加入見合わせることを決め、英国政府に通告したのである（1939年12月）。

こうして南氷洋捕鯨を中心とする戦前期の日本の捕鯨業は、国際的な規制強化の流れに背を向け、1941年12月の日米開戦によって出漁できなくなるまで「アウトサイダー操業」（川上健三・前掲書、p.141）を続けた。そのため、とりわけ南氷洋に近いオーストラリアやニュージーランドの対日感情は陰悪なものとなったのである（以上の記述は、主に川上健三・前掲書、pp.137~142、岡本信男・前掲書、pp.392~406、441~457を参照）。

⑤オットセイ保護条約からの脱退問題

北太平洋海域に生息するオットセイ（漢字では「膾胎獸」）は、繁殖期（5月~6月）には主とし

てベーリング海のプリピロフ諸島（米国領・アラスカ沖）やコマンドル諸島（ロシア／ソ連領・カムチャツカ半島東方沖）およびチュレニー島（別名：ローベン島。ロシア領・サハリン沖；日本領「樺太」時代には「海豹島」と呼称）の3カ所に集まるが、それ以外の時期は、北米大陸の北西部（カナダ、アラスカ）からアリューシャン列島、カムチャツカ半島、千島列島、日本列島へと連なる島々とオホーツク海沿岸の海域を回遊しながら、そこにいる魚類を食べている海生哺乳類である。

オットセイには、多数の綿毛（第二毛、下毛）を持つ毛（主毛、刺毛）が密生しており、そのピロードのように柔らかい毛並の毛皮は美しく良質で人気があり、高値で取引された。そのため19世紀には乱獲されて生息数が激減し資源保護が議論されるようになったのである。

なお、オットセイ保護条約第5条で猟獲が禁止されたラッコ（漢字では「膾虎」）はオットセイとほぼ同じ海域に棲息しているが、イタチ科の動物である。オットセイ同様に羊毛のように柔らかい綿毛が密生していて上質の毛皮がとれるため、やはり乱獲されて数が激減していたのである。

米露両国の規制：米国政府は、1867年にロシア帝国からアラスカを購入すると、同地域におけるオットセイ猟の規制に乗り出し、1891年には英国との間で、ベーリング海東部の海上におけるオットセイ猟を禁止するための仮条約を結び、翌年それを延長した。またオットセイの繁殖地であるプリピロフ諸島におけるオットセイ猟も年間7,500頭に制限して保護を図った。

この米英条約のためにオットセイの毛皮の国際価格が高騰すると、両国の猟船は、まだ規制の行われていなかったロシア領に集中するようになった。そのため今度はロシア帝国が猟獲の規制に乗り出し、英国との間で条約を結び（1893年）、オットセイの繁殖地であるコマンドル諸島およびローベン島（チュレニー島）の周囲30カイリとロシア領沿岸10カイリ以内の範囲を禁猟区とし、またコマンドル諸島における狩猟も年間3万頭に制限した。以上のような米露両国による規制強化が進んだ結果、オットセイ猟の中心海域は、当時まだ規制が緩やかだった日本の千島列島や日本本土の近海へと移ってきたのである。

日本政府の規制：日本政府は、1884年5月に「太政官布告・第16号」を公布し、北海道におけるラッコおよびオットセイ猟を農商務卿の特許制（特許された者以外は猟獲禁止）とした。また1886年12月には「膾虎並ニ膾胎獸^{ラッコ}猟獲及其生皮輸入販売規則」（勅令第80号）を出し、北海道における猟獲と毛皮販売を北海道庁の管轄下に置いて取り締ることを公布した。さらに1895年3月には先の2法令を廃止して「膾虎膾胎獸^{オットセイ}法」（法律第10号）を公布し、改めてラッコ・オットセイの猟獲を農商務大臣による免許制とすること、禁猟区や禁猟期を設けること等を定めた。ただしその当時の日本近海^{ラッコ}の海獣^{オットセイ}は、外国猟船の独壇場となっており、日本の猟船はほとんどなかったという。

遠洋漁業奨励法：日本の猟船によるラッコ・オットセイ猟が盛んになるのは、1897年6月に公布された「遠洋漁業奨励法」（勅令第176号。その後1905年3月・法律第40号で改正）によって、クジラ、フカ、カツオ、マグロ、サバなどと共にラッコ・オットセイ猟に従事する猟船と乗組員に対して政府の奨励金（補助金）が交付されるようになってからである。オットセイの猟獲頭数は、1895年は5隻で2,700頭余であったが、遠洋漁業奨励法が施行された1898年には16

隻で4,700頭余、1903年には21隻で19,000頭余へと急増していった。日本の猟船は、日露戦争以降にはベーリング海域のコマンドル諸島やプリピロフ諸島へも進出するようになった(以上は、主に二野瓶徳夫『明治漁業開拓使』第3章および岡本信男・前掲書、pp.102~105に拠った)。

オットセイ保護条約：1911年、日本はワシントンで開かれた日米英露4国による海獣保護会議に代表(内田康哉駐米大使と道家斉農務省水産局長)を出席させ「オットセイ保護条約」に調印した。この条約は、北緯30度以北の北太平洋水域(ベーリング海、カムチャツカ海、オホーツク海、日本海を含む)におけるオットセイとラッコの海上猟獲を向う15年間禁止するものであった(1911年12月に発効)。

翌年日本政府は、それまでの「臘虎臘肭獸獵禁止ニ関スル法律」(1912年4月・法律第21号)を公布し、保護条約が規定する北緯30度以北の北太平洋諸海域における海上でのオットセイの猟獲と、日本の海岸から3カイリを超える海面でのラッコの猟獲を禁じ(第1条)、またオットセイの陸上での猟獲と日本の領海3カイリ内におけるラッコの海上での猟獲についても「政府ニ専属ス」として一般の猟獲を禁じた(第2条)。そして廃業する猟船約50隻に対しては、約150万円の賠償金(岡本信男・前掲書、p.105)を交付した。

ところでこのオットセイ保護条約は、実施日(1911年12月15日)から15年間維持され、その後も締約国のいずれかの国の通告がなされてから12カ月後に条約が廃棄されるまでは効力を有すると規定されていた(第16条。なお通告は14年間が経過すれば出来ることになっていた)。日本は1926年1月に、その時点まで14年間実施された禁猟措置によってオットセイの生息数が十分に回復し保護条約の目的を達成したと考えられるとして、保護条約見直しのための国際会議を開くよう米国に提案したが、米国政府は日本の提案に消極的な態度で終始し、会議は開かれないうまま時間が経過していった(この間の事情は、川上健三・前掲書、pp.338~345参照)。

日本による破棄通告：日本は1940年10月、米英ソ3国に対して、オットセイ保護条約は既に保護の目的を達成しており、他方増え過ぎたオットセイによる漁業被害は漁業国である日本にとって容認しがたいまでになっているとの理由によりオットセイ保護条約第16条の規定に基づく通告を行った(これにより同保護条約は1941年10月23日に失効=廃棄)。そして1942年2月、日本政府は先の「臘虎臘肭獸獵禁止ニ関スル法律」(1912年4月・法律第21号)を「臘虎臘肭獸獵取締法」と改称すると共にその一部を改正する法律(1942年2月・法律第41号)を公布してオットセイとラッコの猟獲を許可制に戻し、海上での猟獲を再開したのである。

②現在は、国連海洋法条約によって24カイリまでの「接続水域」(同法第33条)と200カイリまでの「排他的経済水域」(同法第57条)という新しい概念が追加されて複雑になっているが、それ以前の伝統的な国際法では、海洋を「領海」とその外側(沖合)に接続する「公海」の2つの水域に分けられ「公海」においては、どこの国の漁船も自由に漁獲してよいとされていた(「公海自由の原則」)。

「領海」の幅については、18世紀以降英国をはじめ多数の国が「着弾距離説」を採用して海岸から3カイリを主張し、北欧諸国はそれを4カイリとしたが、その他に6カイリや12カイリの

領海を主張する国も少なからずあって国際会議を開いてもなかなか意見の一致が得られなかった。現在は、国連海洋法条約(1982年採択、1994年発効。日本は1983年署名、1996年批准)の第3条の規定により、いずれの国も「12カイリを超えない範囲で」決定する権利を有すると規定されていることから、12カイリとする国が大多数となっている。

日本や米国のような漁業の先進国(水産大国)では、自国の漁船が自由に操業できる「公海」をより広く確保しようとして、別の言い方をすれば、出来るだけ他国の沿岸に近づいて漁が出来るようにするため(なぜなら、一般に魚類は海岸に近いほど多くなるから・・・)「領海」の幅を最短の3カイリとすることに固執し続けていた。日本は、1970年代半ばまで、3カイリよりも広い「領海」の幅を主張する国に対して(一般国際法に反する)と論駁し、また200カイリの「排他的経済水域」を認めることについても、米国と共に最後まで慎重な態度をとり続けていたのである。日本が「領海」を3カイリから12カイリに改めたのは1977年になってから(「領海及び接続水域に関する法律」)、また200カイリの「排他的経済水域」を公式に規定したのは1996年になってからである(「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」)。

ところでソ連は、戦前期から領海を12カイリとしていたが、日本は自国の領海が3カイリであることを理由にソ連側の領海幅を認めず、海軍の駆逐艦の援護付きで出漁させ、時にはソ連の沿岸3カイリ線の内側にまで入り込んでカニ漁を行っていた。以下の引用は、戦前期の北洋漁業に関する元官僚(藤田巖。監督課長、水産局長、水産庁長官などを歴任)の回顧談の一部である。

「藤田(当時ソ連が領海を12カイリとしていたことに言及した後——引用者注)しかしそんなものはこっちはきかないのです。その当時は北洋漁業というものはもう三海里だということで、海軍の護衛のもとに漁業をやっていましたから、ソ連の監視船がつかまえようすると、海軍が行って何をするかといって(笑声)、力でそれを抑えつけてやっていた」——(中略)——

「三浦 それでは相当に海軍の援護が役に立ったわけですね。

藤田 あれがなかったら昔はだめだったでしょうね。とくにカニ工船なんかカムチャツカの西海岸でやっていますけれども、これはできるだけ沿岸に近づかないと、その当時の技術では網が立たない。そうするとこれは領海三海里に入ったといってつかまえてくるのですよ。それをこちらの駆逐艦に知らせると、すぐ出て行って、おまえは何でつかまえるのかと威嚇する。それであちらは湾の中に逃げ込んでしまう。出てきたらやつつけるぞといって海軍が頑張っていますから、つかまえに出てこれられないのです。つかまった場合はすぐに釈放せよと交渉した。だからあの当時は非常に元気よくやったのです」(『農林水産省百年史』中巻、付録「回顧座談会」p.759~762。三浦：三浦辰雄)

【注8】この指令を受けて政府は「農林省令第38号」(1946年6月29日付)を公布した。「竹島」については、その第4条中に以下のように特記されている(→引用の下線部)。

「臨時漁船取締規則の一部を、次のやうに改正する。

昭和二十一年六月二十九日／農林大臣 和田 博雄

第四条 漁船ノ権利者ハ別表ニ掲グル諸点及緒線ヲ順次ニ連結セル区域外ノ水面ニ於テハ

当該漁船ヲ運行スルトコト得ズ

甲種漁船ノ権利者当該漁船ヲ運行セントスルトキハ漁船毎ニ左ノ事項ヲ具シ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 船名及登録番号ノ二 運航セントスル事由ノ三 運航予定期間

四 運航予定水面ノ区域（緯度及経度等ヲ以テ明示スルコト）又ハ区間

第一項ノ区域内ニシテ北緯三十度以南ニ在ル諸島嶼（婦婦岩ヲ除ク）及竹島（北緯三十七度十五分東経百三十一度五十三分）ノ海岸線ヨリ十二海里以内ノ水面ニ於ケル運航並ニ当該諸島嶼ヘノ上陸及当該住民トノ接触ヲ為スコトヲ得ズ

第二項ノ許可ノ申請ハ電報ヲ以テスルコトヲ妨グズ

第六条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

別表を、左のやうに改める。

（別表）（一）北海道納沙布岬ト貝殻島（北緯四十三度二十三分ト東経百四十五度五十一分ノ交叉点）トヲ結ブ直線ノ中点ノ（二）北緯四十三度 東経百四十六度三十分ノ（三）北緯四十五度 東経百六十五度ノ（四）北緯二十四度 東経百六十五度ノ（中略）ノ（七）北緯三十二度三十分 東経百二十五度ノ（八）北緯三十三度 東経百二十七度四十分ノ（九）北緯四十度 東経百三十五度ノ（十）北緯四十五度三十分 東経百四十度（以下略）」（下線は引用者。「/」は改行があることを示す）

*念のため注記すると「竹島」は、「別表」では（八）と（九）を結ぶ線の北西側（許可水域の外側）に位置する。また、SCAPIN1033の内容は、島根県の地元紙『島根新聞』でも報じられた（1946年6月26日付）。

【注9】念のため「SWNCC59/1」の当該箇所の原文を引用しておく。

“1 - C. Korean Islands. The Cairo Declaration called for the freedom and independence of Korea. Quelpart Island, Port Hamilton, Dagelet (Utsuryo) Island, Liancourt Rock (Takeshima), and all the other off-shore Korean Islands should be considered part of Korea, for they are historically and administratively part of Korea and are inhabited primarily by Koreans.”

②歴史の事実として、戦後朝鮮を分割占領した米ソ両国とも朝鮮を即時独立させることは考えおらず、両国共に朝鮮を当分の間「信託統治」とすることで合意していたことが知られている。

そのことは、1943年5月の米国内務省極東班の検討でも「信託統治下の限定的自治政府による経過期間」を置いてからの「独立」を提言していたというし（五百旗頭真『米国の日本占領政策』上巻、p.245）、半年後の「カイロ宣言」でも〈前記三大国は、やがて朝鮮を自由かつ独立のものたらしむるの決意を有す〉（The aforesaid three great powers, … are determined that in due course Korea shall become free and independent.）とされていた。

第9章 日本の平和条約研究と領土問題調書

前章では、日本占領に当たった総司令部（GHQ）や占領政策に大きな影響力を持っていた米国政府が、占領当初から竹島＝独島を〈朝鮮に帰属させるべき島〉と考えていたことを確かめたが、このような考え方は、対日講和交渉を主導した米国政府に対する日本政府からの働きかけにより変更され、サンフランシスコ平和条約（1951年9月調印）では、島名が条約文のどこにも書かれないことになった（→第10章参照）。

本章では、米国政府に方針転換を促すべく秘密裡に働きかけていた日本政府側の動きを跡づけておきたい。

9-1 日本外務省による平和条約研究

親英米派内閣の成立

アジア・太平洋戦争に敗北した日本は、米国軍を中核とする連合軍に占領されたが、既述したように日本の天皇（の地位）とその政府は、連合軍最高司令官・マッカーサーの指揮管理下に置かれたものの存続をゆるされ、厳しい制約を受けながらも国家の統治機関として機能し続けることになった。

敗戦時の日本では、ポツダム宣言を受諾した鈴木貫太郎内閣に代わって皇族の東久邇^{ひがしくにのみや}宮^{みや}稔彦^{ねひこ}王（1887~1990：後に皇族を離れ「東久邇稔彦」となる）が内閣を組織し（1945年8月17日）、連合軍による占領と戦後処理に対処しようとした。

東久邇首相は「国体護持」を強調して戦前・戦時期の支配体制を維持する方針を表明したが（8月28日：記者会見）、「政治形態の変更」を求める総司令部（GHQ）は、そうした日本政府の守旧的姿勢を認めなかった（9月6日：米国政府指令「初期対日方針」）。

総司令部は、岩田宙造法相が政治犯の釈放は考えていないと語ったり、山崎巖内相が治安維持法による思想警察（いわゆる「特高」）の活動継続を公言したりしたことを知ると、日本政府に対して、概略以下のような「人権指令」を出し、その速やかな実行を命じた（10月4日付：SCAPIN93「政治的、市民的及び宗教的自由制限の除去に関する総司令部覚書」。日本語訳は『昭和財政史：終戦から講和まで』第17巻所収、pp.23~25）。

- ①治安維持法など15の人権弾圧法令を廃止すること。
- ②内相と内務省警保局長、警視總監、道府県警察部長など中央・地方の警察機関のトップ全員と思想の取締を行っていた特高課員全員など約4千人を罷免・解雇すること。
- ③収監されている政治犯を釈放すること。

この指令を受けた東久邇内閣は、実行は不可能であるとして翌日に総辞職してしまった。その後任の首相には〈外交に通じた親英米派の政治家を当てる〉という方針に基づいて

外相経験者である幣原喜重郎(1872~1951)が指名された。またその外相には、前内閣で重光葵(1887~1957)外相が途中辞任した後外相に就任していた吉田茂(1878~1967)がそのまま留任した。

新たに首相となった幣原喜重郎は、職業外交官から外相となり、1920年代の日本の対米協調外交を主導した人物で、それ以前に外務次官(1915~1919)や米国駐在大使(1919~1922:任期中に開催されたワシントン会議では全権委員の一人となった)などを歴任していた。彼が外務大臣を務めた期間は、大正末期から昭和初期にかけての約5年5ヵ月間であったが(第1期:1924年6月~1927年4月、第2期:1929年7月~1931年12月)、その国際協調的な外交方針(「幣原外交」と呼ばれた)は、欧米諸国から好意的に評価されていた。ただし「幣原外交」の特色とされる国際協調主義や中国への不干渉主義、武力行使の回避などの諸政策は、単純な米国追随や平和主義ではなく、日本資本の中国進出を欧米諸国との軋轢を避けながら円滑に進めようとする、一種の経済合理主義的な発想に基づくものであった。

幣原内閣(1945年10月~1946年4月)は、総司令部が前内閣に対して出した「人權指令」を実行に移して政治犯や思想犯の釈放を実現したほか、前章で触れたように、男女同一の参政権を規定した衆議院議員選挙法の改正を行って戦後初の、そして明治憲法下では最後となる総選挙を実施した。

さらに幣原内閣は、天皇の象徴化と国民主権(主権在民)および戦争放棄を三本柱とする憲法改正要綱を決定したり、総司令部が新たに命じた「五大改革」指令(10月11日「日本政府に対する改革要求意見表明」)を実施したりして、戦後の日本国家再建(再出発)の基礎作り貢献した(「五大改革」指令の日本語訳全文は、前掲『昭和財政史:終戦から講和まで』第17巻所収、pp.25~26)

なおここで、幣原内閣で外相に留任した吉田茂についても簡単に触れておきたい。

吉田茂も職業外交官の出身者で、その対英関係を重視する外交信条(いわゆる「日英同盟」主義)や戦前期に日本がドイツとの軍事同盟に急傾斜していくことに対して反対していたこと等から、やはり英米派の一人と見られていた人物であった。

しかし吉田茂は、英国大使(1936~1939)も歴任したが、外交官生活の主要な時間を「中国勤務」で過ごした「帝国意識」の強い人物であり(安東領事:1912~1916、天津総領事:1922~1925、奉天総領事:1925~1927など)、同じ英米派といっても、対米協調を外交の軸に据えた「幣原外交」とは距離を置いていた(特に奉天総領事時代には、日本の「満洲」権益の保護を強硬に主張する意見書を政府に具申しており、当時の幣原外相の対中外交方針を(軟弱外交)と見ていた)。

占領期の吉田茂は、幣原の後を襲って戦後3人目の首相となり(第1次吉田内閣:1946年5月~1947年5月)、その後も数次にわたり内閣を組織し、戦後日本国家の再建(方向付け)に大きな役割を果たした(第2次~第5次吉田内閣:1948年10月~1954年12月)。

外務省による平和条約問題研究

ところで、連合国の占領下に置かれた日本政府にとって、その占領が解かれて日本国家が独立を回復する時期とその際締結されることになる平和条約(対日講和条約)の内容とは、当然ながら最大の関心事の一つであった。

そのうち、占領が終了する時期については、日本を占領していた米国政府も他の連合国の政府でも明確な見通しを持っていなかったことから日本政府としても知りようがなかったが、占領の終了時すなわち再独立時に結ばれる平和条約の内容がどのようなものになるかということについては、日本が「ポツダム宣言」に示された諸条件を無条件に受け入れる形で降伏していたことからほぼ見当をつけることができた。

そこで幣原内閣の外務大臣となった吉田茂は、占領が始まって3ヵ月の時点で外務省内に「平和条約問題研究幹事会」を作らせ、将来開かれることになる対日講和会議に備えた諸研究を始めさせたのである(1945年11月)。

この平和条約問題研究幹事会は、杉原荒太条約局長(1946年2月に萩原徹に交代)を長として条約局、調査局、政務局、管理局、終戦連絡事務局(GHQとの連絡窓口として設置された外務省の外局)など外務省の各局の課長十数名で構成され、その第1回会合(1946年1月16日)において第1次研究項目を策定し、担当部局を決めて作業を開始した。

策定された研究問題・項目は、一般問題(4項目)、政治条項に関する問題(7項目)、経済条項に関する問題(8項目)および国際行政に関する問題(1項目)の全20項目で、そのうち領土問題に関する研究は、一般問題の第4項目「連合国側ノ提案スベキ平和条約案ノ内容ノ想定ト我方ノ希望スベキ平和条約ノ内容トノ比較検討」の中に「領土的条件」として取り上げられていた。

この平和条約問題研究の第1次研究は、それぞれの研究作業と審議を経て幹事会でまとめられ(1946年5月22日)、そこで5つの報告書が採択されて関係部局に配布された。

領土問題に関しては、第3冊目『平和条約の連合国案(想定)と我方希望案との比較』としてまとめられたが、西村熊雄によるとこの第3の文書は長文のもので、上下の欄に分けて、上欄に想定される連合国の条約案を、下欄にはそれに対応する日本側の希望を事項別(軍事条項、領土問題、経済問題、国際協力問題、対日監督問題、国際条約問題、雑則)に記載したものであった(西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』[日本外交史・27]、p.23)。

またそのときの幹事会では、第1次研究で取り上げられた問題の枠組と方向に従ってさらに深く掘り下げるため、政治問題8項目、経済問題9項目におよぶ第2次研究計画を策定した。さらにそれらの研究と並行して、平和条約の内容に関して日本側の主張を述べる際の根拠となり得る客観的資料、講和条約準備作業で必要となる参考資料、究極的には講和会議に出席する日本全権団に持たせる基礎的資料として一連の説明資料(調書)を作成することも決定し、担当部局を指定して7月末までに調整を終えるように指示した。

この第2次研究計画は、1946年6月末までに完成するよう決められていたが、諸般

の事情のために全部を達成することはできなかった【注1】。しかしその時に計画されたうちの平和条約に対する日本側の主張をまとめた一連の説明資料（調書）の方は、作成作業の進捗状況に応じて順次英文の冊子にまとめられていき、後述するように完成後は秘密裡に政治顧問（GHQ 外交局長）を通して米国政府へ転送されるルートが開かれたのである。

竹島＝独島の領有権をめぐる日本側の主張も、この一連の「領土問題調書」の内の1冊の中で採り上げられ（→後述）、日本政府の内部情報として米国政府に（また一部は、駐日代表を通してオーストラリア政府にも）送付されていたのである（以上、西村熊雄・前掲書、第1章第2節を参照）。

吉田茂の回想

吉田茂は、一連の英文による説明資料（調書）を外務省に作らせた経緯について、後年次のように回想している。

「・・・講和会議が連合国側の折衝で既に定められた条約案を形式的に採択する会議となる公算が多いとすれば、会議前の連合国間の折衝において、どこかの国に日本の代弁者となってわが国の利益を擁護して貰わなければならない。しかしかかる国は米国を措いて他にないであろうということであった。日本占領の主たる責任者が米国である以上、平和条約案起草の主たる責任者が米国となることも当然の帰結であるからである。・・・

（中略）・・・しかし日本の主張の代弁者になって貰うためには、十分な資料を米側に与えなければならず、且つその資料は、実地に日本を見ている総司令部向きのものよりも、日本の実情に比較的疎い米本国政府向きのものでなければならない。そこでわれわれは、終戦の翌年、昭和二十一年秋頃から早くも一連の英文の資料作成を始めた。先ず日本の実情を認識して貰うための資料として、敗戦により領土の四十五パーセントを喪失し、人口は逆に五百万を増加し、資源貧弱な国土に残る工業施設は殆ど全部戦災で破壊されたか、または著しく老朽化している。このような日本の再建が如何に困難であるかを述べた「日本の現状（経済編）」や、それにも拘らず過去の軍国主義的色彩を払拭し、真の民主主義体制の樹立に邁進しつつある「日本の現状（政治編）」が総論的資料として真先に準備され、更に時日の経過とともに加筆、訂正された。また領土問題に関する資料は、われわれの最も力を入れた資料の一つであった。沖縄、小笠原や樺太、千島、歯舞、色丹等の地域につき歴史的、地理的、民族的、経済的のあらゆる見地から、これらが如何に日本と不可分の領土であるかを詳細に陳述した。特に千島や歯舞、色丹については、これらの島が伝統的な日本固有の領土である所以を詳説した。領土問題だけでも七冊の資料となったのである」（吉田茂『回想十年』第3巻、pp.24~26、ルビは引用者）

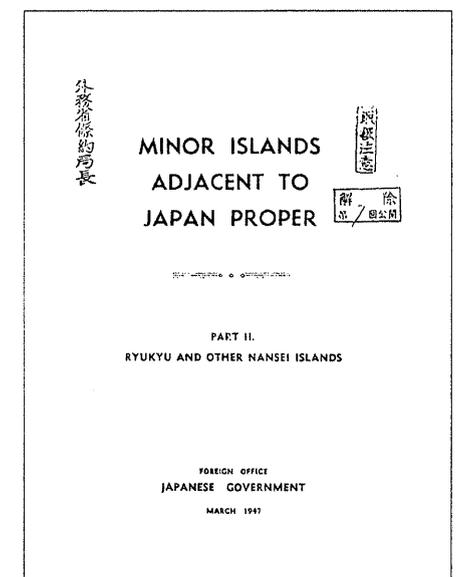
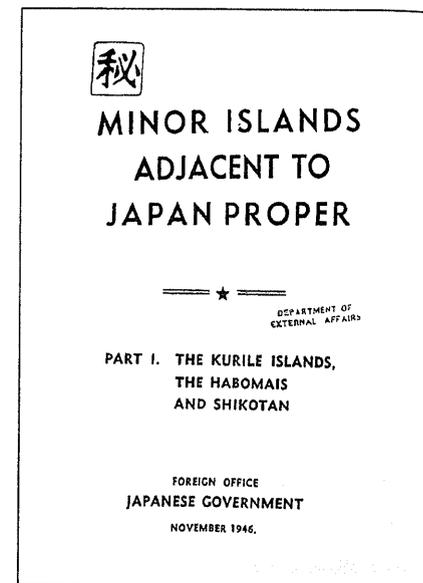
9-2 7冊の領土問題調書

ここで、日本外務省が作成した一連の説明資料（以下「調書」）について見ておきたい。日本の立場を連合国、わけても米国にアピールするためすべて英文で作成された調書は、領土問題に関する調書『日本本土に近接する諸小島・第1部・千島列島、歯舞群島、色丹島』（1946年11月作成）から始まり、最終的には経済問題に関する調書『アジアにおける日本経済』（1950年12月作成）まで全部で36冊作成された。その全調書の事項別の項目名（件名）とそれぞれの作成年月の一覧は、当時外務省条約局長だった西村熊雄の前掲書に掲載されているが（同書、pp.45~47）、本稿の主題である領土問題関係のものに限って見ると、関連した調書（以下「領土問題調書」と呼ぶ）は、次の7冊が作成されている。

- ① 千島列島・歯舞群島・色丹島（1946年11月）、
- ② 南千島・歯舞群島・色丹島（1949年4月）、
- ③ 樺太（1949年1月）、
- ④ 琉球及び南西諸島（1947年3月）、
- ⑤ 小笠原及び火山列島（1947年3月）、
- ⑥ 太平洋及び日本海の諸小島（1947年6月）、
- ⑦ 対馬（1949年7月）

〔図4〕 領土問題調書の表紙

（左：第1部「千島列島・歯舞群島・色丹島」：原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』p.123、
右：第2部「琉球及びその他の南西諸島」：エルドリッチ『沖縄問題の起源』p.89より）



この7冊の領土問題調書のうち1947年までに作成された4冊には、表紙に「Minor Islands Adjacent to Japan Proper」(日本本土に近接する諸小島)という統一した表題がつけられ、それに制作順につけられた「part~」の番号(ローマ数字)とその冊子が扱っている諸島の名称、作成年月が書かれていた(→前ページ図4参照)。また1949年に作成された3冊のうち②と③についてはわからないが(未公開)、公開された⑦(『対馬』)には、初めの4冊にあった「Minor Islands~」の統一表題は付いていない。

この領土問題調書の作成に携わった川上健三(外務省条約局職員で、後に『竹島の歴史地理学的研究』を著す)の記すところによれば、一連の領土問題調書はSCAPIN677において日本政府の行政権が停止された区域で、かつ「将来その帰属が問題となるべき区域」の島々についての資料として作られたという(鈴木九萬監修『終戦から講和まで』[日本外交史・26]、p.173。この箇所の執筆は川上健三)。またこれらの調書作成にあたっては、外務省総務局長であった岡崎勝男が「わが方の意見はできるだけ含めないようにすべきであり、したがってその事実については一々その根拠を明確にし、学問的にも香り高いものとすべきである」と指示したことを受けて「できるだけ客観的な形で叙述した」(前掲『終戦から講和まで』、p.174)ものだという。

しかし調書作成の目的から考えると、日本政府の立場が前面に出たものになるのはむしろ当然というべきであり、肝心なのはその記述の「学問的」正確さや客観性がどの程度実現されているかということの方であろう。それらを検証するには、当の領土問題調書を具体的に繙読する必要があるが、外務省は作成から60年以上経た今も一部の領土問題調書しか公開(開示)していないため、遺憾ながらここでは十分な検討を行うことが出来ない。

領土問題調書の記述内容について

ここでは参考までに、外務省が最初に公開した沖縄に関する領土問題調書『日本本土に近接する諸小島・第2部・琉球諸島及びその他の南西諸島』(1947年3月)の内容を詳しく紹介しているR・エルドリッチの著書から、領土問題調書の叙述内容について、その概要と印象をまとめている箇所を引用しておきたい。

「・・・この文書は、二九頁に及ぶ研究であった。・・・五つの地図、六つの説明部分と六つの付属写真で構成される、日本と周辺諸島との地理的、民族的、人種的、歴史的、政治的関係を論じている。これは、沖縄との関係について日本政府がどのような立場をとるかを表明した最初の文書であり、ここで詳しく説明することとしたい。・・・[説明の引用は省略]・・・つまり、日本政府は、日本と沖縄の歴史的、文化的、政治的関係を日本に好都合なように描こうとしたのであった。沖縄やその他の島々の人々の多くは、こうした外務省の記述の正確さに疑義を唱えたであろうし、なにより、当時の日本本土の人々が沖縄の人々を見下し、『第二級市民』として扱ってきたことを訴えたであろう。

だが、日本政府は、琉球諸島が日本の一部として認知され、日本の主権のもとに残されるよう計らうことにしたのだった」(エルドリッチ『沖縄問題の起源』、pp.85~89)

また、日本の外務省がまだ公開していない竹島=独島を扱った領土問題調書『日本本土に近接する小諸島・第4部・太平洋及び日本海の諸小島』を米国国立公文書館(NARA)で発見した韓国のチョン・スンファ(鄭城和)は、同調書が、独島=竹島に対する日本側の「正当な」主権(“legitimate” sovereignty)を主張した内容となっており、大略以下のように紹介している。

〈その論文は、日本はウルルン島および独島と歴史的かつ地理的結びつきの長い伝統があったと強調していた。その論文は、独島は1905年2月22日に島根県知事が島根県隠岐島庁の管轄下に置いたと公布して日本の一部になったと述べ・・・「その島には朝鮮名がなく」また「朝鮮製の地図の中に表示されていない」として、朝鮮の領有権を否定していた。

ウルルン島について言えば、その論文では、日本本土とウルルン島との地理学的類似性を強調し、同島の植物相が「日本本土と多くの共通した特徴」を持っていると述べていた。その論文は、朝鮮がかつてウルルン島を領有していたと認めたものの、植民者[=定住する島民]のほとんどは「早くても数十年余りに」来島したもので島の発展は「依然として初期段階」にあり、同島を発展させることは朝鮮政府の能力を超えていると論じていた。それゆえに、日本がその島について責任を負うべきである(Cheong, Sung - Hwa, *The Politics of Anti - Japanese Sentiment in Korea* (仮訳『韓国における反日感情の政治学』、p.39より。〔〕内は訳者による補記。→【注2】)。

*この後本文で触れるが、上の引用の下線部について和田春樹は「原文にはそのような文章はありません。もっとも、チョン・スンファが日本の執筆者の真意をそのように推察したのだとすれば、それは正しいといえるかもしれません」と述べている(和田『領土問題をどう解決するか』、p.205)。

『領土問題調書・第4部・太平洋及び日本海の諸小島』の内容

最近になって、国立国会図書館所蔵資料の中にこの『領土問題調書・第4部』があることを知り、その複写を入手することができた(和田春樹・前掲書、p.202~の示唆による)。マイクロフィルムからの複写であるため原本の判型は分からないが、この『第4部』は全部で17コマ分ある。最初に表紙(→本稿p.38、図5)があり、次のコマ(原本では表紙の裏に当る?)には「For information of the Allied authoriti [es]」と、タイプライターの文字がページ中ほどに1行だけ書かれている。その次の2コマは、地図(島々の位置を示す全体図と島ごとの地図を組み合わせると1枚にしたもの。→図5)と「目次」。その後からページ付けのある本文12コマが続く。最後の1コマは、調書本文中に注記されている「図」(『日本輿地路程全図』を使った地図)が載っており、説明文が付いている。

この『第4部』の本文全体は、2章立てで構成されており、各章には、まず簡潔な^{イントロダクション}「序説」が置かれ、その後に各島の説明が続いている。第1章(pp.1~7)は「太平洋の諸小島」と題されて大東群島、南鳥島、沖の鳥島の3島(群島)を、第2章(pp.8~12)は「日本海の諸小島」と題されて竹島=独島とウルルン島の2島を扱っている。

以下に、第2章「日本海の諸小島」の「序説」と「I、リアンクール岩(竹島)」の全文を引用しておく(*原文の“mile”は海事なので「海里」と訳すべきかとも考えたがそのまま音訳した)。

「序説」

日本海の諸小島について、本章ではリアンクール岩とダジュレー島を取り上げるが、[この2島は]対馬海峡から少し離れた所にあり、互いに約50マイル隔たっている。

リアンクール岩は、ヨーロッパではホーネット岩とも呼ばれるが、日本では竹島(Take-shima)として知られている。ダジュレー島の日本名は松島(Matsu-shima)であるが、朝鮮語のウルルン島(Ul-lung)に相当する鬱陵島(Utsuryo)もまた、西洋ではときどき使われている。

これらの島の存在は、日本人には早くから知られていた(注1)。もともと「松島」と呼ばれていたのはリアンクール岩であり、「竹島」と呼ばれていたのはダジュレー島であった。[2つの]島名の入れ替わりは奇妙なできごとの組み合わせによって起きた。^{オールド・タイム}古い時代の「竹島」には、まず18世紀初頭にラ・ペルーズ艦長(注2)が、それからイギリス人のプロートン〔訳注:これは誤りで、正しくはイギリス人の探検家コルネット〕が来航した。彼らは、その島をそれぞれ「ダジュレー島」および「アルゴノート島」と名付けた。しかしこの2人の探検家が異なった経度の測定値を与えたことで、「竹島」は、ヨーロッパ製の地図では2つの島として表示された。

フィリップ・フランツ・フォン・シーボルトは、1840年に出版した彼の日本地図を準備していた時、長年日本人に松島と竹島として知られていた2島がダジュレー島とアルゴノート島に相当すると考え、彼は、東にあると思ったダジュレー島を松島として、西にあると思ったアルゴノート島を竹島として表示したのである。

後になって、2つの島は、実際には1つの島であることが明らかとなり、アルゴノート島は捨てられ、ダジュレー島は引き続き松島と呼ばれた。そして竹島の名前は、もとの松島で、後にフランス人によってリアンクール岩と名付けられた島に移し替えられたのである。

I、リアンクール岩(竹島)

1、地理

リアンクール岩は、北緯37度9分、東経131度56分、島根県の隠岐諸島から約86マイルのところにある。それら[リアンクール岩]は、0.06平方マイルおよび0.02平方マイルの^{アイレット}一対の小島と、その周りに散在する多くの^{ロックス}岩礁とからなっている。不毛な岩石から成り地面を覆う少しの草木もないその小島は、鳥類の糞で

覆われて白く見える。奇妙な格好の洞穴が点在するごつごつした浜辺は、アシカ([学名] *zalophus lobatus*) の繁殖地として知られている。広々とした空間と飲み水を欠いているため、その小島は、人が住むのには適していない。周囲に散在する岩礁は、総じて頂上が平坦で、かろうじて水〔面〕から出ている〔程度である〕。

2、歴史

序説で述べたように、日本人は古代からリアンクール岩の存在を知っていた。しかしこの知見の最初期の文献上の証拠は、1667年に出版された書物『隠州視聴合紀』(隠岐国、見聞きされた事柄)に見出せるもので、以下のような記述を含んでいる。

隠岐国から北西へ2日間の距離に松島があり、それからもっと先、さらに1日の距離に竹島がある。後者は磯竹島とも呼ばれ、竹や魚が豊富である、云々。

〔訳注:原典の原文(漢文体で書かれている)は次の通り「戌亥間、行二日一夜有松島、又一日程有竹島(割注:俗言磯竹島、多竹魚海鹿)〕

ここにある松島がリアンクール岩を指していることは、明らかである(図)。

リアンクール岩に関するヨーロッパ人の知見について言えば、1849年にリアンクール(Liancourt)というフランスの捕鯨船が、その岩を最初に発見して現在の名前を付けた。プチャーチン提督指揮下のロシアのフリゲート艦パルラダ(Pallada)は、1854年に[その岩に]近接する海の水深測量を行ったといわれている。次の年にイギリスの中国艦隊のコルベット艦ホーネット(Hornet)が来航し、またその岩の近くの水深測量を行った。

ダジュレー島に^{コリアン・ネーム}朝鮮名があることはよく知られているであろうが、一方でリアンクール岩の朝鮮名はなく、朝鮮製の地図の中にも表示されていない。

1905年2月22日に、島根県の知事が県の告示によって、リアンクール岩を島根県庁隠岐島庁の管轄下に置いた(注3)。

3、産業

先に述べたような自然条件のために、その小島に移住した人はこれまで誰もいなかったと推測される。しかし、1904年に隠岐諸島の住民たちがこれらの小島でアシカ猟を始め、その後毎夏、[隠岐諸島の]島民は、彼らの基地としてダジュレー島を使いながら定期的にリアンクール岩に通い、その季節の4分の1の期間〔訳注:計算すれば約3週間となる〕一時的に小屋掛けしていた。

・注1: 田保橋潔教授は、彼の論文「鬱陵島 その発見と領有」(『青丘学叢』第3号、1931年2月)

に[以下のように]書いている。

「古代の頃には、山陰地方の日本の漁民たちは、これらの島についての相当な知識を持つようになっており、遙か昔に、既に山陰地方から隠岐諸島、竹島、鬱陵島を経て朝鮮に至る海の道が知られていたことは、ほぼ確実である(quite possible)」

〔訳注: 田保橋論文の当該箇所日本語原文は以下の通り「山陰道の漁民が同島の存在を知悉

9-3 領土問題調書の米国側への送達

ところで、日本の外務省が英文で作成した最初の調書（説明資料）は、既述したように『日本本土に近接する諸小島・第1部・千島列島、歯舞群島および色丹島』（1946年11月作成）であった。

この調書は、作成の翌年（1947年）1月末に、終戦連絡中央事務局の朝海浩一郎総務部長から本国政府との打ち合わせのため一時帰国することになっていたアチソン政治顧問【注4】に秘密裡に手渡され、米国政府（国務省）に送達された。また別に、朝海総務部長が対日理事会の英連邦代表だったオーストラリアのマクマホン・ボール駐日代表と面談した際にもやはり秘密裡に手渡されたという（1947年4月15日）【注5】。

この領土調書（第1部）が米国政府に送達された前後の事情について、朝海総務部長の報告書には、次のように記されている。

○アチソン大使との会談覚え・第5回（1947年1月23日）

「一月二十三日求めにより帰国前のアチソン大使と会見懇談した。

・・・（中略）・・・

尚客年十二月十七日同大使との会談覚え四に関し本官から今次会見の際資料（条約局承知）を華府に持参方申入れたところアチソン氏は了承したので、二十八日アチソン氏は丁度出発前日にして多忙のため右資料をシーボルト氏に手交、ア大使に転交方依頼して置いた」

*シーボルトはアチソン政治顧問のスタッフの一人。またここで米国側に手交されたと書かれている「（条約局承知）」の資料は『領土問題調書・第1部』と考えられる。

○アチソン大使との会談覚え・第6回（1947年3月12日）

「約一ヶ月の予定を以て帰米せるアチソン大使帰任せるに付き三月十二日同大使と会談した。会談要旨左の通り。

一、領土問題

本官から、日本側の作成せる資料に付き国務省方面のリアクション（反応）をそれとなく尋ねたところ同氏は、別にお話する程のリアクションはない。これらの資料は参考になる。U・N・Oに於て米国は日本の旧委任統治諸島が米国に戦略地域として信託せらるべき旨を主張して居るが、その他の地域に付いては未だ具体的な動きはないわけである、と答えた（・・・以下略）」（以上の2回の引用は『初期対日占領政策：朝海浩一郎報告書』下巻、pp.7~8。ルビは引用者、次も同じ）。

*朝海総務部長が一時帰国から帰任したアチソン政治顧問と会見し、領土問題調書に対する米国政府の反応を探っている場面である。なお「U・N・O」とは国際連合の略。

○アチソン大使との会談覚え・第7回（1947年7月3日）

「三、私から、貴使帰米前日本の率直な見解を示した資料第一巻を提示したが、その後日本側で研究を続けた結果、第二巻が整理された、御覧を得ば幸であると述べたのに対し、アチソン氏は（イ）前回受領した書類は確に国務省に送付しておいた。（ロ）今回の書類は〇〇（領土）を扱ったものらしいが、〇〇（領土）に関する最近の日本側見解に対しては単に米国に於てのみならず、その他の各国に於ても強いリアクションがあったことを指摘せざるを得ぬ。（ハ）この書類は〇〇（領土）に関する事実の記載と了解すると述べ閲覧の意思を表示したので、携行した一部（第二巻101）のみ手交しておいた。余部は七月五日外交局宛送付した（第二巻自102至120、第三巻自101至120）。

アチソン氏との会見はこれが自分にとり最後のものとなったことは誠に残念である」（同前「朝海報告書」、pp.14~15）

*アチソン政治顧問は、この後休暇で帰国するために乗った飛行機の墜落事故により死亡した。

後任には、政治顧問のスタッフの一人だったシーボルトが就任した。

引用した最後（第7回）の記述にある「第二巻」、「第三巻」とは、ともに1947年3月に作成された領土問題調書の『第2部・琉球及びその他の南西諸島』、同『第3部・小笠原および火山列島』を指すものと思われる。また101、120などの数字は、機密文書を管理するために1冊ごとに付けてあった通し番号と推察されるが、そのとおりなら、このときには各20冊ずつが米国政府宛てに送達されたことになる。

また同じ引用文中の（ロ）の話から推測すると、これらの調書が米国政府によって他の連合国にも手渡されていたか、その内容が伝えられていた可能性があるようだ（米国のワシントンには、日本占領政策の最高決定機関である極東委員会〔FEC〕が設置されていたので、関係国に日本の調書が配布されていたのかもしれない）。

【注1】 平和条約研究のこの後の経過について若干注記しておく。

1947年春、マッカーサー最高司令官の対日講和会議開催の提唱があり（3月）、連合国間での予備会合も取り沙汰されるようになった。また外務省内で進めてきた平和条約の研究作業もある程度進行し、経済関連などでは他省庁との協力・調整を必要とする段階になっていた。そこで取りあえずの措置として、外務省内に非公式に各省連絡幹事会を設置し（同年5月）、さらに片山哲内閣（1947年5月~1948年2月）が成立すると芦田均外務大臣の管理の下に外務次官を長とし各省局長クラスの者たちで構成される国際委員会の発足が閣議決定された（1947年8月）。

こうして日本政府内部の平和条約研究は1948年末まで継続されたが、日本政府の平和条約研究に対して連合国の中から批判があったこと（“敗戦国のとるべき態度ではない”）や米ソ冷戦の深刻化で対日講和会議の機運が一旦失われたことによって、陽の目を見ることなく棚上げとなった。

【注2】 このチョン・スンファの記述の典拠となった文書について、著書に注記されている資料の情報は

次の通りである（チョン・前掲書、p152の注・15）

“Minor Islands Adjacent to Japan Proper,” from POLAD to the Secretary of State, 894.014/9-2347, RG 59, Internal Affairs of Japan.”

上の注記から、この文書は、東京の政治顧問（部）（POLAD）からワシントンの国務長官（Secretary of State）宛てに送られた文書で、米国国立公文書館（NARA）の「RG59：国務省一般記録群」の「日本関係文書」に分類されている、分類番号 894.014 の資料であることがわかる。また注記中に見える「9-2347」は文書の日付で、1947年9月23日を表わしている。

②一連の『領土問題調書』には、既に日本で開示された『第2部』の表紙に「取扱注意」の印が、また原貴美恵がオーストラリアで発見した『第1部』には「秘」の印がそれぞれ捺されている（→p.33の図4）。これらの表紙に捺された注意書きから推察すれば、これら一連の『領土問題調書』は、もともと秘密度のさほど高くない文書とされていたと考えられる。そのことは、この後の〔注5〕で引用する外務省の朝海浩一郎の記録に「条約局調書をコンフィデンシャルとして手交して置いた」と書かれていることから想像がつくことである。

ここで朝海が「コンフィデンシャルとして…」と書いているのは、彼の手渡した文書（「条約局調書」、具体的には『領土問題調書・第1部』を指す）の秘密度が、米国外交文書の秘密度のレベルでいえば“SECRET（機密）”よりも低い、秘密度としては一番下位の“CONFIDENTIAL（取扱注意）”であることを相手方に伝えたという意味であると推察されるからである。

しかしそれにもかかわらず（というべきであろう）、日本の外務省は、自らが作成したこれら一連の『領土問題調書』を、本文でも述べたように『第2部・琉球及び南西諸島』と『対馬』以外、いまだに公開していないのである（既に作成から60年以上経過している！）。日本外務省の文書公開の閉鎖性（公開が恣意的になされているように見えること、“原則秘密”主義）は、国民の知る権利の観点からも、また密約外交の根絶という観点からも、根本的に改められるべきであろう。

【注3】吉田松陰は、安政5（1858）年7月の桂小五郎（木戸孝允）宛て書状で「竹島（鬱陵島）について、同島が朝鮮領であることを承知の上で、次のように「竹島開拓」を主張していた。

「竹島論、元禄度朝鮮御引渡の事に付六ヶ敷もあらんと此地にても議申候。併当時大変革の際に御座候得ば、朝鮮へ懸け合、予今空島に相成居候事無益に付、此方より開くなり申遣候はゞ異論は有之間布、…」（大和書房復刻版『吉田松陰全集』第8巻所収・第339号書簡。ルビは引用者）。

またこの書簡が書かれた頃に吉田松陰の松下村塾の門弟だった境二郎は、島根県の官吏として明治9（1876）年10月に内務省に提出した島根県からの上申書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」の作成に当たった際、その上申書の中で「竹島外一島」を「其大方ヲ推スルニ管内隠岐国ノ乾位ニ当リ、山陰一帯ノ西部ニ貫付スヘキ哉ニ相見候…」（明治10年3月の『公文録』所収）と述べて、やはり「竹島」（と「外一島」）を島根県に帰属させるべきではないかと結論づけていたのである（→吉田松陰の「竹島開拓」論と明治9、10年の太政官裁決関連の史・資料について

は、本稿・巻末「付録・6」および『前篇』第5章第2節を参照）。

【注4】政治顧問（POLAD：Political Advisor to the Supreme Commander）は、連合国最高司令官（SCAP）を政治・外交面で補佐するため米国国務省から派遣されていた外交官で、政治顧問のスタッフ（政治顧問部要員）も主として国務省からの出向者で占められていた。政治顧問は、当初GHQから独立していたが、1946年4月の改組によってGHQのスタッフに組み込まれ、同年8月にGHQ内に外交局（Diplomatic Section）が設置されると、その局長に任ぜられた。政治顧問（GHQ外交局長）は、東京に設置された連合国の対日理事会（ACJ）における米国代表と連合国最高司令官の代理とを兼務し、同理事会の議長を務めた。また政治顧問（外交局長）は、連合国最高司令官（SCAP）と各国の駐日代表（日本は占領下に置かれて独立を失っていたので「駐日大使」は存在しない）との間の折衝（外交交渉）にも当たった（→なお第8章注1も参照）。

政治顧問は、占領初期はジョージ・アチソン（G. Atcheson：在任期間1945.9~1947.8）が務めた。アチソンは中国の米国大使館付きの通訳官、国務省極東局の特別顧問などを経て最初の政治顧問となったが、1947年夏に帰国途中の搭乗機が墜落した事故により死亡した。

アチソンの後任には、政治顧問部長代理であったシーボルト（W. J. Sebald：1901~1980、在任期間1947.9~1952.4）が任命された。シーボルトは、米国の海軍兵学校（アナポリス）を卒業し語学担当士官として初めて来日、日本で在日英国人弁護士の娘（母は日本人）と知り合って結婚した。その後一旦帰国してメリーランド大学で法律学を学び、弁護士の資格を得て再び来日し、戦前の神戸で弁護士を開業していた。しかし日米関係が悪化したため1939年に帰国を余儀なくされ、日米開戦後は海軍少佐として現役に復帰していた。

【注5】西村熊雄によれば、朝海総務部長はマクマホン・ボールと会談した際「日本も当然平和条約の研究準備を進めているであろう」と水を向けられたので「うなずいて持参した領土問題に関する説明資料を内密に手渡した」という（西村『サンフランシスコ平和条約』、p.29）。同じところを『日本外交文書・サンフランシスコ平和条約：準備対策』所収の同会談の記録では「本官からも右を肯定した後、条約局調書をコンフィデンシャルとして手交して置いた」（同書、p.178）と書いている。

*なお朝海部長の手記をまとめて公刊した外務省編『初期対日占領政策 朝海浩一郎報告書』では、日付を「4月14日」としている（同書・下巻、p.15。本章の注2も参照）。

②またこの時の「条約局調書」すなわち『領土問題調書・第1部』は、日本ではまだ公開されていないが、マクマホン・ボールの手を経てオーストラリア政府に送られた同調書が原貴美恵によってオーストラリア公文書館で発見された（1994年。1995年7月12日付「朝日新聞」参照）。

原貴美恵の著書に掲載されている同調書の地図の一つ（→次ページの図6）では、いわゆる「北方四島」のうち国後・択捉2島を「南千島」（Southern Kuriles）として括り「早期より日本領。1855年の下田条約により確定した」と江戸幕末の日露和親条約で南千島2島の日本領有が日露間で確認されたことを注記している。またウルップ島より北の島々は「北千島」（Northern Kuriles）として括り「1875年のサンクトペテルブルク条約により、樺太と交換して日本に引き渡された」と樺太千島交換条約によって日本領になったことを注記している。

さらに歯舞群島と色丹島については、北海道と同じ黒で塗った上で島名2つをカッコで括り「早

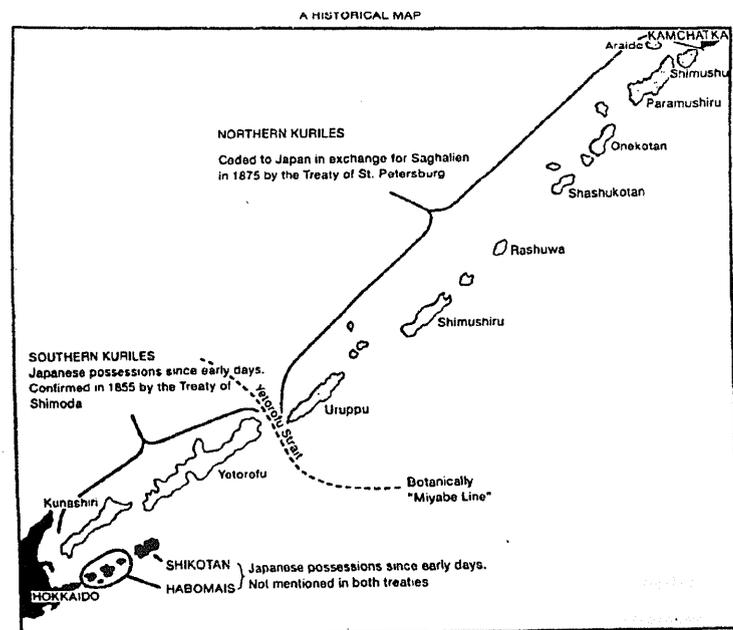
期より日本領。両条約に言及なし」と注記している（以上、原『サンフランシスコ平和条約の盲点』、p.123 掲載の挿絵の地図より）

こうした地図上の表示やそこに付けられた注記、また調書の「千島列島・歯舞群島・色丹島」という表題などを考え合せると、日本の外務省は「千島列島」の地理的範囲を〈南千島である国後・択捉両島とそれ以北の北千島とを合せたもの〉と認識していたことは、間違いないといえるであろう。そしてこの見解は、サンフランシスコ平和条約の調印会場で行われた日本の全権・吉田茂の条約受諾の演説や、日本における平和条約批准のための国会審議における外務省条約局長・西村熊雄の答弁においても踏襲されている（→第13章参照）。後述するが、この領土問題調査に認められる日本政府の「千島列島」の範囲に関する見解は、日ソ平和条約交渉の妥結を嫌った自民党の一部（吉田派）やその意向をうけた外務省によって1956年に変更され、以降今日まで「4島返還」を主張する「北方領土」論が日本政府・外務省の公式の主張となっているのである。

原貴美恵は、この領土問題調査の記述内容を検討した結論として、以下のように記している。

「全体を通して一九四六年調書からは、当時の日本政府の現実的目標が歯舞色丹の『二島返還論』であったことが理解できる。これは日本が敗戦国であり、ソ連は勝利した連合国側にあった事、即ち第二次世界大戦の結果を踏まえた上での現実的領土返還要求であった」（原・前掲書、p.124）

[図6] 『領土問題調査・第1部』所収の地図（原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』、p.123）



第10章 「冷戦」と対日占領政策の転換

10-1 米国国務省の初期の対日講和条約草案

米国政府は、1946（昭和21）年10月から日本の外務省に相当する国務省の極東局内に置いた対日講和委員会で講和条約（平和条約）草案の起草作業を開始したが、それは第二次大戦中から準備が進んでいた対日処理構想を引き継いだもので、総じていえば日本にとって厳しい、対日制裁的な「懲罰的（厳粛な）アプローチ」をとったものであった。

国務省の最初の草案（極東局草案：1947年3月）

極東局による最初の対日講和条約（平和条約）草案（以下「極東局草案」）は、1947年3月に作成されているが、その第1章「領土条項」第1条には「日本の領土的範囲は、1894年1月1日現在のそれとする」として、日清戦争（1894~1895）以降に日本が獲得した海外領土は日本から分離するという原則が示され、同第4条では、竹島=独島（「リアンクール岩」）を含む朝鮮の放棄に関して次のように規定していた。

「第4条

日本国はここに、朝鮮および済州島、巨文島、鬱陵島並びにリアンクール岩（竹島）を含む朝鮮沖合の諸小島すべてに対する、すべての権利および権原を放棄する」（米国国立公文書館（NARA）：Records of Office of Northeast Asian Affairs, Relating to the Treaty of Peace with Japan—Subject File, 1945-51 (Lot File 56D527), Box no. 1 ; Folder No. 15)

*ここでの島名の表記（英語）は、済州島：Quelpart Island、巨文島：Porthamilton、鬱陵島：Dagelet (Utsuryo) Island、竹島：Liancourt Rock (Takeshima) である。

竹島=独島は、この最初の極東局草案では朝鮮に属する島々の一つとして扱われている。すなわち第8章で検討した SCAPIN677、SCAPIN1033、SWNCC59/1 の諸文書と共通の認識に立って、朝鮮（本土）と竹島=独島を含めた「朝鮮沖合の諸小島」（minor offshore Korean islands）とを一体のものとして、日本から切り離す形をとっているのである。

マッカーサーの早期対日講和の提案（1947年3月）

ところで上の極東局草案が国務省内でまとめられたのと同じ3月に、日本占領の現地の最高責任者であったマッカーサー連合軍最高司令官が東京の外国人記者クラブで演説し、以下のように対日講和交渉の早期の開始を提唱した。折しも、演説の前月（2月）にドイツを除くヨーロッパの敗戦国5カ国と連合国との講和条約が成立したばかりだったこともあり、日本占領の最高責任者のこの発言は注目を集めたのであった（3月17日）。